

決算審査特別委員会

平成19年9月13日(木曜日)

付議事件

《付託議案》

- 議案第 2号 平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
議案第 3号 平成18年度旭市老人保健特別会計決算の認定について
議案第 4号 平成18年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
議案第 5号 平成18年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について
議案第 6号 平成18年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
議案第 7号 平成18年度旭市水道事業会計決算の認定について
議案第 8号 平成18年度旭市病院事業会計決算の認定について
議案第 9号 平成18年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について

出席委員(12名)

委員長	高木武雄	副委員長	平野浩
委員	神子功	委員	林一雄
委員	明智忠直	委員	佐久間茂樹
委員	嶋田哲純	委員	景山岩三郎
委員	向後悦世	委員	林七巳
委員	伊藤房代	委員	平野忠作

欠席委員(なし)

委員外出席者(2名)

議長	嶋田茂樹	副議長	林俊介
----	------	-----	-----

説明のため出席した者(45名)

副市長	鈴木正美	病院事務部長	伊藤敬典
-----	------	--------	------

財 政 課 長	平 野 哲 也	税 務 課 長	野 口 德 和
保 險 年 金 課 長	増 田 富 雄	高 齡 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫	下 水 道 課 長	中 野 博 之
会 計 管 理 者	木 内 孫 兵 衛	水 道 課 長	堀 川 茂 博
監 査 委 員 長	林 久 男	飯 岡 荘 支 配 人	野 口 國 男
病 院 事 務 次 長	石 鍋 秀 和	病 院 經 理 課 長	鈴 木 清 武
病 院 再 整 備 室 長	鎚 木 友 孝	病 院 医 事 課 長	加 藤 勝 治
病 院 整 備 課 長	永 嶋 英 和	そ の 他 担 当 員	2 8 名

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮 本 英 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
主 査	穴 澤 昭 和		

開会 午前10時 0分

委員長（高木武雄） おはようございます。

きのうに引き続きまして、本日も決算審査特別委員会ということでお集まりをいただきまして大変ご苦労さまでございます。

本日予定されている議案は、特別会計5議案、企業会計3議案、計8議案の審査をお願いするわけでございます。十二分なご審査をお願いいたします。

ただいまの出席委員は12名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

本日、嶋田議長と林副議長に出席をいただいておりますので、代表して嶋田議長にごあいさつをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（嶋田茂樹） おはようございます。

委員の皆様には、昨日に引き続きましてご苦労さまでございます。

本日は、決算議案であります議案第2号から第9号までの8議案でございます。審査をしていただくことになっておりますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（高木武雄） ありがとうございます。

続きまして、執行部を代表して鈴木副市長にごあいさつをお願いいたします。

副市長（鈴木正美） おはようございます。

昨日は一般会計の分の審査ということで遅くまでありがとうございました。本日は、決算審査特別委員会2日目ということで、嶋田議長さん、林副議長さん同席いただきまして、委員の皆様方には大変ご苦労さまでございます。

本日、ご審査をお願いいたしますのは特別会計、公営企業会計の各議案でございます。執行部といたしましても、昨日に続きまして、皆様方のご質問に簡潔に答弁するよう努めてまいりますので、どうぞよろしくご審査のほどお願いいたします。

委員長（高木武雄） ありがとうございます。

ここで鈴木副市長所用のため退室いたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 4分

再開 午前10時 5分

委員長（高木武雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明のため、担当課長及び職員の出席を求めました。

議案の説明、質疑

委員長（高木武雄） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月6日、本議会におきまして本委員会に付託されました議案第2号から議案第9号までを一括議題といたします。それでは、本日の日程でございますが、議案2号から順次審査を行います。また、会場の都合により、担当課の入れ替えを議案第2号から議案第9号までの8議案を三つに区分して行いたいと思います。したがって、初めに、特別会計の議案第2号から議案第4号まで、次に、議案第5号と議案第6号、最後に企業会計の議案第7号から議案第9号までの三つに区分して担当課の入れ替えを行いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第2号の審査に入ります。

担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

保険年金課長（増田富雄） それでは、議案第2号、平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について補足説明を申し上げます。

初めに、事業勘定について申し上げます。決算書の378ページをお開きください。

妊産婦付加金でございますけれども、国保の被保険者である妊産婦が支払った一部負担金相当額を支給するものであります。給付の人数は249人で、支出済額は589万3,419円でございます。

続きまして、380ページをお開きください。

出産育児一時金は1件当たり30万円でありました給付額を、昨年の10月分から35万円に改

正いたしました。30万円で給付した方が90名、35万円の方が84名で、合計174名の方に給付を行いまして、支出済額は5,640万円でございます。

続いて、葬祭費についてでございますが、出産育児一時金と同様に昨年の10月分から改正いたしました。これは1件当たり10万円でありました給付額を7万円に改めたものでございます。10万円で給付をした方が330名、7万円の方が274名で、合計604名の方に給付を行いまして、支出済額は5,218万円でございます。

382ページをお開きください。

旭市で実施している保険事業のうち短期人間ドック事業についてでございますが、これは短期人間ドックにかかわる経費に対して、その85%を市から助成する事業でございます。助成により自己負担が15%になるわけでございますが、旭中央病院を例に挙げますと、1日ドックの自己負担が男性で5,240円、女性が5,520円、1泊2日のドックが9,000円となっております。平成18年度の受診者は337人、支出済額は1,785万2,610円でございます。

384ページをお開きください。

優良家庭表彰事業でございますが、1年間以上健康を維持し医療機関などにかからなかった被保険者や老人医療受給者を表彰し、記念品を贈るものであります。一般表彰の世帯は404世帯、老人保健受給者は204人、3年以上病院にかからなかった老人保健受給者は33人で、支出済額は137万9,439円でございます。

続きまして、施設勘定でございますが、滝郷診療所の患者数の状況についてご報告いたします。

国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料の6ページをお願いいたします。

診療日数は通年で238日、患者数8,876人、対前年743人増。1日当たりの患者数は37.3人となっております。

以上でございます。

委員長（高木武雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

委員（神子 功） おはようございます。昨日に引き続きまして、ご苦労さまでございます。

それでは、議案第2号につきまして歳入歳出に分けましてご質疑を申し上げたいと思います。

本会議で不納欠損につきましてお伺いしてございました。その部分につきまして、もう少

し詳しくお伺いをさせていただきます。

平成18年度の調定額が出まして、それによって収入済額があり、不納欠損額につきましては8,234万6,430円、収入未済額が11億3,438万2,651円、収入率が70%ということで決算になっております。本会議でもご質疑申し上げましたけれども、この不納欠損につきまして、もう少し詳しくお伺いをさせていただきたいと思います。これは昨年も聞いておりますけれども、この不納欠損、昨年と比べますと309万754円、3.9%増ということでなっておりますが、この5年時効とか、あるいは執行停止、即時消滅ということで、昨年の場合には5年時効が5,692万円、執行停止が2,272万円、即時消滅が約2,000円というご答弁がございました。平成18年度につきましてはどのようになっているのかどうか。さらに、人数的にはどのようになっているのかどうか。

また、きのうもございましたけれども、市税収入の中で不納欠損につきましては職業別で会社員が一番多いと、順番的に傾向を示していただきました。国保税につきましても、恐らく同じような傾向が見られると思いますけれども、職業別に傾向的に、ぜひパーセンテージでも結構ですからお伺いをしたいと思います。これが不納欠損関係でございます。

次に、歳出の方ですが、ページ375ページ、徴税費の関係なんです、説明の中にありますように、1番の国保賦課徴収一般事務費、この中で報酬ということで1名の補助員の決算が出ております。これは旭市にはお2人いるということでございましたけれども、国保税の関係のこの1名の方が1年間頑張っていたかましまして、効果的にはどのような状況があったのかどうか。これは市税収入ということも関係ありますけれども、特に国保税ということで1名おりますので、関連しておりますが、この際お伺いをしたいと思います。効果的にどうだったかということでございます。

377ページですが、保険給付費、不用額がこれは毎年同じような傾向がありますけれども、1億2,977万1,000円余り不用額ということで決算が出されております。これにつきましては、見込んだものが不用額になったという考え方もありますけれども、18年度を締めくくるに当たりましてどのような傾向にあったのかどうかお伺いをいたしたいと思います。

389ページ、これにつきましては施設の方のことで関係がありますけれども、繰出金が30万円出てございます。これは施設の方にもありますけれども、これを拠出金として出した理由につきましてお伺いをしたいと思います。

以上が事業勘定の関係でございます。

続きまして、施設勘定の方の内容につきましてお伺いをいたします。

歳入の方でございますけれども、今ご説明がありましたように、施設勘定につきましては8,876人の方が平成18年、1日当たり診療を受けたという説明があったわけですが、395ページには外来収入ということで現年課税分の中に市内国保診療報酬収入と市外国保診療報酬収入というのがございます。

そこで、昨年もお伺いしたわけですが、市内国保診療報酬で何人、それから市外では何人だったのかどうか。こういった傾向にあるかということでお知らせをいただきたいと思えます。特に市内国保の診療報酬収入につきましては外来収入の18.5%に当たります。それ以外が市外ということですから、市外の位置づけがどうなのかということをお願いをしたいと思います。これは当然一部負担金の収入、ここにも市内国保から老人保健の負担金までいろいろありますけれども、これは別にいたしまして傾向的にお願いをしたいと思います。これが1点目。

それから、同じページで諸検査等の収入というその他の診療収入がございしますが、一般健康診査料等というふうになっております決算額が272万8,472円、この受診をされた人数につきましてお伺いをさせていただきます。

397ページ、先ほど申し上げましたけれども、繰入金ということで30万円入っておりますので、先ほどの関係等ありますけれども、ここの部分を知りたかったわけでございます。一般会計からは繰入金ということで予算どおり710万円が入っておりますけれども、当初予算では1,000円ということだけしか見込まれていなかったのが、30万円ということで繰入金になっておりますので、その理由は先ほどの質問と同じでございます。

次に、歳出の関係でございます。403ページ、備考欄で2番の診療所の総務事務費の関係でお伺いをいたします。

賃金の関係ですが、当初予算では1,235万4,000円ということで組まれておりましたけれども、決算としては1,131万6,000円余り、平成17年はこれが87万6,580円で決算を終えております。予算と比べますと平成18年度は決算では下がっておりますけれども、平成17年度から見ると決算は増額になったと、こういう傾向でございます。したがって、この賃金というものが、当初予算を見込んだ内容が若干減っておりますけれども、どうだったかどうか。ちなみに平成17年度につきましては、医師の方が1名、1日5,600円で、看護師さんが1時間当たり1,600円ということでご説明を受けておりますけれども、平成18年は同じ額であったのかどうか、これらも含めてご答弁をいただきたいと思えます。

次に、同じ2番目の13節委託料の関係ですが、この中で特に3番目の医師派遣委託料、こ

れが予算的には当初予算と同じなんですけれども、これが中央病院の方から2時から5時まで1日2,800円ということで平成17年度の説明がありましたけれども、これと同じ内容なのかどうか確認をさせていただきたいと思います。

次に、405ページです。医薬品衛生材料費、11節の需用費、医薬材料費ということで2,879万8,000円余り決算が出ております。これは当初、予算では48万円ということで計上されておりました。これにつきまして材料費がかかったということであればそれまでなんですけれども、通常このぐらいかかるものか、また去年はインフルエンザということで、この質問もさせてもらいましたけれども、特に変化があっただけでなくこういう決算になったのかどうか、内容も含めてお伺いをいたしたいと思います。

以上です。

委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

税務課長（野口徳和） それでは、不納欠損額8,234万6,430円の内訳についてお答えいたします。

まず、5年時効につきましては不納欠損額6,488万1,530円、人数は600人であります。次に、3年時効につきましては1,744万3,300円、人数160人です。次に、即時消滅につきましては2万1,600円で1人でございます。

それから、業種別というお尋ねですけれども、不納欠損については業種別というのは分析してございませんので、滞納状況についてお答えいたします。

国民健康保険税の業種別の滞納状況でございますけれども、業種別で申しますと、一番多いのは会社員と、その次に無職、それから年金生活者、それからその他事業、それから農業、漁業、建設業という状況でございます。

（発言する人あり）

委員長（高木武雄） 説明するときにページを言って説明してください。

税務課長。

税務課長（野口徳和） 375ページをお開きください。

375ページの1番の国保賦課徴収一般事務費の中でございます。この中で報酬で市税等徴収補助員ということで1名載せてございます。これについての徴収補助員の効果ということでございますけれども、一般会計の方でも1人、それから国保会計でも1人載せてございまして、その効果ということで国保税分の徴収額につきましては2,432万575円を徴収しており

ます。それで賃金につきまして、報酬につきましては141万4,645円計上するということでもあります。

委員長（高木武雄） 保険年金課長。

保険年金課長（増田富雄） それでは、377ページの保険給付費、不用額 1億2,977万1,014円の件でございますけれども、確かに予算、金額から見ますと1億2,900万円、大変大きな金額でございます。また、保険給付費全体の中では47億6,600万円というような大きな金額になっておりますので、ただ、医療費につきましては、あくまでも1か月当たり約4億円くらい出ております。この中でちょっとインフルエンザ等が、病気が流行すると、すぐ飛んでしまうような金額ということも一つの理由でございます。ただ、もう一つとしまして、うちの方で医療費推計、予算立てます時に医療費推計、過去四・五年くらいで推計しているんでございますけれども、その中で今回につきましては、確かに診療報酬の改定がございまして、医療本体の方で1.36%、薬剤費で1.8%という非常に大きな改定でございました。その関係で確かに前年度から見ますと、伸び率としましては1.9%くらいの形で、少ない伸び率にたしかになっております。そういう関係で不用額等も発生した、このくらいにちょっとなったのかなというふうには考えております。

続きまして、389ページの繰出金30万円の件でございますけれども、これは国保会計から滝郷診療所の方に繰り出ししている金額でございますけれども、この基になりますのは県の調整交付金ということで、本来滝郷診療所に交付されるんですけども、1回国保会計、事業勘定をトンネルという形で通らないと行かない部分でございます。その部分をここに30万円という形で載せてございます。また、これは中央病院本体の方では200万円、飯岡診療所の方では30万円、その分については載せている所は375ページ、一番上に直診施設地域活動推進費とございます。この中の1,666万円とございますけれども、この中に診療施設分ということで中央病院の方には200万円、飯岡診療所に30万円という形で計上、ここにはちょっと見えませんが、入っております。

続きまして、395ページ、滝郷診療所の歳入のところでございます。

外来収入の市内国保診療収入、あるいは市外国保診療収入のところでございますけれども、市内と市外の人数ということでございますけれども、市内からは1,587人です。市外から70人で、市外の主な所は銚子市、東庄町、匝瑳市でございます。

続きまして、同じページの2項のその他診療収入の諸検査等収入、その備考欄の一般健康診査料というのがございます。この中身につきましては麻疹とか風疹とかインフルエンザ等

でございます、その人数でございますけれども、接種者、インフルエンザにつきましては747人です。あと麻疹・風疹混合が35人、風疹は5人となっております。

続きまして、397ページでございますけれども、その中の繰入金、事業勘定繰入金ということで30万円。先ほど国保の方で支出した分を滝郷診療所のいわゆる施設勘定の方で歳入しているということでございます。

あと403ページになります。賃金のところで備考欄の2の診療所総務事務費の7の賃金のところでございますけれども、先ほど神子委員さんの方で医師1人、1日5,600円というようなお話……5万6,000円です。よろしくお願いたします。5万6,000円で、看護師の方でございますけれども、ちょっと段階になっておりまして、4時間まででしたら1時間1,300円、例えば朝から来ていまして午後も診ていただくというような形で4時間を超えた場合には1時間、その部分は1,100円と、1日フルに働いていただいた場合は8,200円というような形で見えております。

あともう一つ、委託料の方の医師の派遣委託料でございますけれども、先ほどこの件についても神子委員さんの方から2,800円というような……2万8,000円で昨年と同様でございます。

405ページをお願いいたします。

医薬品衛生材料費でございますけれども、ここについても先ほど神子委員さんの方から48万円……2,880万円の予算に対しまして2,879万8,431円というような決算額でございますけれども、ここについて昨年より安くなったのかどうかというようなちょっとご質問……

委員長（高木武雄） 神子委員。

委員（神子 功） 二つ訂正させていただきます。今のご説明をいただきました件で金額的な医師の関係と看護師、それから403ページです。これの賃金につきまして、医師が5,600円というのが5万6,000円、それから看護師はいいですね。それから、13節委託料の医師の派遣の関係が2,800円と言いましたけれども、2万8,000円の誤りでございますので訂正をさせていただきます。

それから、405ページ、48万円と申し上げましたが、ちょっと段を間違えまして、当初予算は2,880万円の誤りでございました。訂正をいたします。

そうしますと、若干予算よりも上回ったということになりますけれども、これについての内容ということでお示しをいただければと思います。訂正をして、おわびいたします。申し訳ありませんでした。

じゃ、再質疑ということによろしいでしょうか。

委員長（高木武雄） はい。

委員（神子 功） 税の方の関係につきましては分かりました。だいたい同じような傾向で若干上回っているというようなことでございます。傾向的には変わらない。じゃ、これをやはり効果的に徴収員の方が本当にご努力いただいて効果が上がっているということは、これは事実でございます。そういった意味で18年度を締めるに当たりまして、さらにどうしたらいいのかなということについて、これはきのうもお伺いいたしましたけれども、重複いたしますが、その内容につきましてぜひお答えをいただきたいと思います。これが1点目です。

不用額の方の関係でございますが、内容的に分かりましたけれども、そうしますと、給付の内容というのは、人数が減っている傾向にあるとか増加傾向にあるとかという、そういう判断がありますけれども、18年度については横ばいに推移したのか、それとも少し下がりぎみだったのかどうか、そこら辺の傾向について不用額というのは内容は説明で分かりましたけれども、給付の内容についてはどうであったのかどうかということについて、それぞれ給付が出ておりますけれども、傾向が分かりましたらお示しをいただきたいと思います。

389ページの施設勘定への繰出金、そうしますと、片一方では、今ご説明がありましたけれども、中央病院と飯岡の診療所につきましては、はっきりした形で提示はしてありませんけれども、予算的に決算としてこの繰出金ということではなくて組まれていると。だけれども、診療所については別の目になっているという、この辺の違いというのはどういうふうに判断すればいいんでしょうか。それをお伺いしたいと思います。県の方から施設に対する内容というふうに説明いただきましたけれども、それらについてお伺いいたします。

395ページですが、市内と市外の診療報酬の収入ということで、これについてはだいたい毎年同じような割合で推移をしているのかどうか。この市外の方々が70人ということで診療を受けてくれているということは、協力を逆に言えばしていただいているというふうに考えますけれども、傾向的にどうなのかどうかということについて把握していればお願いをいたしたいと思います。一般健康診査につきましては結構でございます。

以上、お願いいたします。

委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

税務課長（野口徳和） それでは、決算書の375ページの徴収補助員の関係についてお答えいたします。

国保税を含めまして税の徴収体制の強化体制を取り組んでいかなければならないという認識を持っていますので、そういう人員の増員とかそういうものについても、予算編成と絡めながら検討していく課題だと思っております。よろしく申し上げます。

委員長（高木武雄） 保険年金課長。

保険年金課長（増田富雄） 377ページ、保険給付費の件でございますけれども、要するに被保険者人数はどうなっているかということでございますけれども、それにつきましては17年から比較しますと130人ほど、年間平均の被保険者数は減少しております。

あと、今後どういうふうな医療費の伸びかということでございますけれども、確かに先ほど申し上げましたように、今回診療報酬の改定ということで全国的な医療費の伸びというのはだいたい3%から4%くらいあるというふうに言われております。それは先ほど申し上げましたように、診療報酬の改定の影響でその辺の伸びがちょっと、全国的には0.2・0.3というような形をちょっと書いてございましたけれども、抑制されましたけれども、またこれが18年改定でございますので、1回やりますと2年間それでいきますので、19年については、またそれほどじゃないのかなというふうに、今年ほどの減少にはならないのかなと、そういうのもあります。また1人当たりの医療費なんかを見ても、確かに毎年旭市の例でいきますと、1人当たりにつきましては前年3%ぐらいの伸びになっておりますので、対象被保険者数が減るということになれば全体的には少なくなりますけれども、伸びとしましては毎年そのくらいの形では伸びております。

あと、389ページの片や繰出金で出している、片や一般事務費の方で支出して、その違いは何かということでございますけれども、確かに本来でしたら、ほかの会計等に出すものであれば繰出金に統一した方がよろしいのかなというような、今までこういう形でできておりましたので、そういうような形でちょっとやらせていただきました。たしか滝郷診療所の方に出す繰出金というのは今までございまして、この30万円というのは18年度、先ほど当初予算で1,000円で決算で30万円となっておりますように、今までなかった部分でございます。これについては同じ事業勘定と施設勘定という違いの中で繰出金という形で整理させていただきましてけれども、中央病院の方にやる分についてもちょっと今後検討させていただきたいと思っております。

あと395ページの市内と市外、18年度は市内が1,587人、市外が70人ということで、今までの傾向はということでございますけれども、ちょっとここには資料がございませんけれども、そんなに変わらないような傾向だろうというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（高木武雄） 神子委員。

委員（神子 功） 税務課長の方から徴収員の方々、徴収補助員の方につきましては、ご案内のように成果が表れているということで、人数の増も含めて今後検討していきたいというお話がありましたので、ぜひ徴収ができるような体制をお願いをしたいと思います。

それから、今、課長の方から話がありました診療関係の繰出金の関係ですけれども、本来あるべき姿が繰出金がいいということであれば、そのような形でやっていただいた方がよく分かるんですね。ですから、その辺につきましては19年度はスタートしておりますけれども、途中で変えられるものがあればそのような対応がとれることがあるとすれば、それもぜひ検討していただきたいと思います。

以上です。

委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

明智委員。

委員（明智忠直） 2点ほどちょっとお聞きしたいと思います。

1点は一般質問でもありましたけれども、徴収率にかかわる国庫支出金の減額の問題でありますけれども、もう少し詳しくちょっと説明をいただきたいと思います。一般質問では、たしか納税率が下がれば、旭市も88.9、この問題、この数字も一般質問で答弁なかった88.9と、この説明資料の部分では89.6になっているわけですけれども、ここの違いもちょっとあるのかなと思いますけれども、88.9の中で減額が7%、3,340万円ということでありまして、ここら辺の減額率、減額の額、そういった部分が決められている数字ではあるわけでしょうけれども、その内容をちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

それともう一つ、説明資料の4ページですけれども、先ほど神子委員から、それから税務課長からのいろいろな質問・答弁の中でありましたけれども、たしか徴収補助員というのは16年ころから始めたような気がする覚えがあるわけですけれども、この説明資料を見ますと16年から1%ぐらいずつ収納率が下がっているわけですよ、滞納分の方の。その当年度の徴収はかなりいいペースですけれども、滞納繰越金分は16年から約1%ぐらいずつ下がっているわけですし、徴収補助員の効果に疑問を持つものではありませんけれども、徴収補助員がいるということで、ほかのいろいろな要素という部分で少しずつ徴収補助員に任せようやというような部分がなきにしもあらずではないのかなと、そんなふう思うわけですけれども、その辺の説明をちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

委員長（高木武雄） 明智委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

保険年金課長（増田富雄） それでは、今、明智委員の徴収率による国の財政調整交付金の減額についてもう少し詳しくということの質問にお答えいたします。

財政調整交付金ということで国からいただいているんですけども、その中でペナルティーということで前年度の徴収率が、ある一定以上いかないと減額されるというような制度がございます。旭市の例でいきますと、一般被保険者数が1万人から5万人の間に入ります。一般被保険者2万8,000人ほどでございますので、その中で徴収率が87%以上90%未満というところに入ってしまいます。いわゆる前年度の徴収率ということでやりますので、そうしますと減額が7%ということがございます。この前、一般質問でその次のことをちょっとお話ししなかったんですけども、7%の減額されます。その翌年度に要するに、徴収率が改善した場合、旭市の場合でいきますと先ほどの被保険者数の欄でいきますと、0.1%改善すれば減額された分の2分の1が戻ってくるという制度になってございます。

以上でございます。

委員長（高木武雄） 税務課長。

税務課長（野口徳和） 徴収補助員の件でございますけれども、先ほどの375ページの関係ですけれども、徴収補助員につきましては旭地区を担当していただいております、これは主に滞納繰越分の徴収ということでございます。そのほかに、職員の方で休日の徴収であるとか、それから今、月2回に夜間の納税窓口等をやって、ふだんも職員の方、主に大口の滞納者については職員の方で徴収困難だとか、そういうのをやっておりますので、決して現年課税分の方をおろそかにしているわけではありませんで、全体で現年課税分も徴収してやっているところでございます。

委員長（高木武雄） 明智委員。

委員（明智忠直） ちょっと課長の答弁、私の質問の趣旨とちょっと違ったような感じがするわけですけれども、説明資料の4番目、滞納繰越分の徴収ということは徴収補助員にやってもらうということは私どもも理解しているわけですけれども、その滞納繰越分が16年、17年、18年の決算の説明書の中で1%くらいずつ下がっているわけですよ、この収納率が。その辺の問題はやはり補助員がどうのこうのという部分はありませんけれども、全体としての流れがどうなのかなと、そこら辺をひとつお聞かせをいただきたいと思います。

委員長（高木武雄） 明智委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

税務課長（野口徳和） 徴収率につきましては、どうしても課税される金額が大きいので、現年分の徴収率を上げないと、どうしても滞納部分が多くなってしまいうということで、努力はしているんですけども、結果的には収納率がちょっと下がってきてしまっているということでもよろしいでしょうか。

委員長（高木武雄） 明智委員。

委員（明智忠直） あまり突っ込んだ、一生懸命やっているということは事実だと思いますので、それ以上のことは追及できませんけれども、ひとつこの16.8%、15年基準に落ち込んだわけでありまして、徴収補助員がいて、その前に戻ったよというような形ではちょっとおかしいのかなと、そんなようにも思いますので、ぜひ収納率を、滞納繰越分を上げていただけるように努力していただきたいと思います。

それともう一つ、先ほどの減額率の問題ですけれども、90%以上の徴収率になった場合には減額の処分といいましょうか、減額の対象にはならないんでしょうか、そこもちょっとお聞かせいただきたい。

委員長（高木武雄） 明智委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

保険年金課長（増田富雄） 旭市の一般被保険者数の欄の1万人から5万人の欄で見ているんですけども、先ほど87%以上90%未満については7%、90%以上92%未満については5%の減額になります。ですから、92%以上にならないと減額されるということでございます。

（「分かりました」の声あり）

委員長（高木武雄） 税務課長。

税務課長（野口徳和） ちょっと今の明智委員の説明について、私の方でちょっと説明が足りなかったので補足して説明します。

こちらの説明資料の4ページの方をちょっとご覧ください。

この中で収入済額そのものは増えているんですけども、滞納繰越、先ほど言いました現年課税分の徴収率がちょっと数字が、調定額が増えてしまう。要するに、分母が増えてしまいますので収入する額が増えても、それ以上の関係でもって収納率が落ちてしまうということでございます。

委員長（高木武雄） 明智委員。

委員（明智忠直） 現年課税分でなくて滞納繰越分の徴収率、年々約1%ぐらいずつ落ちていくというような部分、これは調定額がだんだん、未済額が増えるということもたしか不納欠損部分に回るような要素もあるわけですが、そういう中で1%ぐらいずつ徴収補助員を配置しても上がらないのかなというような部分をちょっとお聞き、どういう原因があるのかなということもちょっとお聞かせをできれば。

委員長（高木武雄） 明智委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

税務課長（野口徳和） 徴収補助員がいないと、落ち込んじゃうんですけれども、徴収補助員の効果はあると思っています。それと、どうしても保険税、先ほど、現年課税分たびたび言うんですけれども、こちらの現年課税分の徴収率も上げないと翌年度の滞納繰越の調定が増えていっちゃうんですよ。だから、どうしてもこういうところにかなり厳しい面があるかなということがございます。ご理解いただけましたでしょうか。

委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

林委員。

委員（林 一雄） 1点だけお伺いします。

383ページの短期人間ドック事業なんですけれども、先ほど課長の説明がありまして338名の件数ということでありまして、この説明資料に14年度から18年度の5年間の表が載っておりますけれども、受ける件数がだいたい横ばいということでもあります。それについて1件当たりの給付額なんですけれども、平成14年度は3万6,364円、18年度は4万5,033円と記載をされております。5年間で約9,000円ちょっとぐらいの増になっておりますけれども、これについてどうお考えか。これから19年度からやはりそのようにだんだん上がっていくのかどうかお伺いをいたします。

委員長（高木武雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

保険年金課長（増田富雄） それではお答えいたします。

平成17年の7月に旭市になりまして、その時に初めて給付額を統一しまして、それまでは旧飯岡町だけが85%の助成、それに対して1市2町は70%の助成ということございました。それが17年の7月以降に全部統一されましたので、18年度以降については、例えば1件当たりについては、例えば1日のドック、あるいは1泊2日のドック、それによっては多少の差は出てきますけれども、助成額についてはもう全部同じでございますので変わらないと思

ます。

以上でございます。

(「今後」の声あり)

保険年金課長(増田富雄) 今後もその助成のパーセントが85%ということでいけば、全部費用をならした場合に1泊2日、あるいは日帰りの人数やバランスによっては多少の差がありますけれども、その大きな差はないと思います。

(「了解」の声あり)

委員長(高木武雄) ほかにございませんか。

(発言する人なし)

委員長(高木武雄) 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

議案の審査は途中でありますが、ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 2分

再開 午前11時15分

委員長(高木武雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

議案第3号の審査に入ります。

担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

保険年金課長(増田富雄) では、議案第3号、平成18年度旭市老人保健特別会計決算について補足説明を申し上げます。

初めに、老人保健の状況について簡単にご説明申し上げます。

老人保健受給該当者は、昭和7年9月30日以前に生まれた方及び65歳以上で一定の障害のある方が対象となります。受給対象者数は、平成7年10月までの方が75歳到達となる平成19年10月までは減少傾向にあり、平成18年度の年間平均受給者数8,640人と前年度の9,145人を比較いたしますとマイナス5.5%、505人の減となっております。

また、医療機関での患者自己負担割合は所得に応じてでございますが、一般で1割、一定以上の所得のある方で3割負担となっております。

それでは、老人保健特別会計決算についてご説明申し上げます。

歳入についてご説明いたします。

決算書の420ページをお開きください。420ページでございます。

老人医療費は1款の支払基金交付金と国・県・市の公費負担分で賄われます。4款1項2目の医療費一般会計繰入金が生市分となるものでございます。平成14年10月の医療制度改革から公費負担を1年間に4%ずつの引き上げ、5年間で交付金50%、公費負担50%となるよう段階的に行ってまいりましたが、平成18年10月で段階的措置は終わりました。10月以降は支払基金が12分の6、国が12分の4、そして、県と市が12分の1ずつの負担割合となっております。

歳出についてご説明いたします。

決算書の426ページ、お開きください。

1款総務費で主なものは委託料の電算共同処理委託料で502万3,470円です。これは国保連合会にレセプトの過誤や高額医療費該当者等のリストを電算処理委託しているものでございます。

2款1項1目の医療給付費は、医療費の患者自己負担分の残りの9割または7割分を支払基金と国保連合会に支払うものでございます。

2目の医療費支給費は、高額医療費や舗装具等の代金を本人の申請に基づき後日支給するものでございます。

3目の審査支払手数料はレセプトの審査支払手数料でございます。

続きまして、旭市老人保健特別会計歳入歳出決算に関する説明資料をお願いいたします。

右下の1人当たり、一番下の右側にございますけれども、1人当たり医療費でございますけれども、前年度と比較いたしまして0.1%、285円の増となっており、平成18年度はほとんど医療費の伸びはございませんでした。

以上でございます。

委員長（高木武雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

委員（神子 功） それでは、1点だけお伺いいたします。

ただいまの課長の説明で医療費については特に伸びはないというご説明がありましたが、427ページの歳出の不用額につきまして、ページ427です。医療諸費の医療給付費3億776万

9,000円、これが不用額となっておりますけれども、今、ご説明がありました、この不用額になりました内容について予算から見るとかなりの不用額が出ておりますので、傾向的にお願いをしたいと思います。

以上、1点お願いいたします。

委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

保険年金課長（増田富雄） それでは、お答えいたします。

老人の方の医療諸費、医療給付費等でございますけれども、先ほどの国保と同じように予算を編成するときに過去3年ないしは5年くらいの医療費の伸び率、あるいは対象者数の方の動向を加味いたしまして推計立てているんですけれども、本年度につきましては、先ほど申し上げましたように診療報酬の改定等がありまして、その辺が大きく出たのかなと。その関係で金額といたしましては3億円以上の大きな金額となっておりますけれども、実際実績に基づいて支払っているものでございますので、例えば大きな流行ですか、インフルエンザ等がはやりますと一遍に1億円以上とか、大きな金額が出るような性格のものでございます。そういう関係でちょっとこの辺についてぴったりというか、不用額をなるべく本来出さない方がよろしいんでしょうけれども、その辺についてはちょっと難しい部分があるということでございます。

以上でございます。

委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

佐久間委員。

委員（佐久間茂樹） 大したことじゃないんですよ。私、分からないんでちょっと教えてもらいたいんですけれども、426ページの一般管理費、当初予算が1,492万8,000円で補正で89万円のせていますね。それで、予備充当で349万7,000円、これは回したんですか。それでしかも、不用が507万円で、これは事務上のこの中だけの話なんだろうけれども、この辺ちょっと分かりやすく説明していただけるとありがたいんですが。

委員長（高木武雄） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

保険年金課長（増田富雄） それでは、お答えいたします。

昨年8月1日からシステムの方の制度の改正がございまして、システムの改修を急ぐ場面がございました。その関係でこの電算の方から見積もりをとりまして、システム改修にどの

くらいかかるんだということで349万7,000円、ここに書いてあるとおりでございますけれども、それに対応する部分がちょっと本来議会にかけて補正予算をかけるものでございますけれども、ちょっと急いでおりまして、これについては予備費を使用したと。その時点では、まだ国の方からの補助金の額もちょっと定かじゃございませんでしたので、その後になりまして、たしか3月議会だったと思うんですけども、89万円のシステム改修に対する補助金として89万円が国から入ることが確定いたしました。それに伴いまして歳入で89万円を受け、歳入歳出一致じゃないといけませんので、それに対して89万円をダブルちゃうんですけども、89万円を歳出の方にもとらせて、補正させていただいたということでございます。

(「分かりました」の声あり)

委員長(高木武雄) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(高木武雄) 特にないようですので、議案第3号の質疑は終わります。

続いて、議案第4号の審査に入ります。

担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

高齢者福祉課長(横山秀喜) それでは、決算に関する説明資料の方をお願いしたいと思います。本会議での補足説明以外の部分で若干説明したいと思いますので、よろしく申し上げます。

最初に、1ページの方ですが、2番の要介護認定者数、右側の計の欄の下から2番目、19年3月末で1,954名が認定者数となっています。これは18年末と比較しますと52人の増ということで、介護度別の内訳数を見ていただきたいんですが、要介護1というのが508名で非常に多い人数を示しています。構成割合では26.0ということになっています。介護保険制度の改正ではこの辺に注目しまして、それよりも軽い経過的要介護者または要介護1、この人たちがターゲットに今後は介護予防事業を仕掛けていこうというようなことで、地域支援事業等の創設もそれらによるということになります。

続きまして、2ページ、3ページの方をお願いします。

3番ですが、介護保険料の状況を示してございます。通常、例えば旭市の介護保険料は幾らなんだというような場合に示しているのが第4段階。第4段階の基準額に対して1.00倍ということを示してありますけれども、この第4段階の方、つまり本人が住民税非課税で世帯内では課税者がいるよというようなパターンの人です。これを標準的な課税者として年

額3万5,400円、月額ですと2,950円ですよというような見方になります。所得段階に応じまして上に行くほど減額、高額所得者5段階、6段階になってくると増額といったような介護保険料の仕組みになっています。17年度までは合併前の1市3町それぞれ別の介護保険料ということで、18年度の介護保険料から統一するというようなことが合併協議で調べていましたので、この18年度からこの金額になったということです。

参考までに17年度、1市3町別々ですが、加重平均で申し上げますと2,572円、17年度までがそういう金額でした、月額ですね。2,572円という金額でした。

続きまして、4番の方の表ですが、それぞれ第1号被保険者の段階別の人数がどのぐらいいるかというような表が4番の表になります。第4段階、普通の1.00倍の人たちが7,036人ということで、全体の44.7%ありますよというような表になります。

5番目ですが、保険料の納付状況。これは本会議の補足説明及び議案質疑にお答えしましたので、ここでは省略させていただきます。

6番目には、右側のページになります。保険給付費のサービス別の支出状況ということで、介護保険サービスの種類ごとに1年間どのぐらいの利用者があったか等、どのぐらいの保険給付費が支払われたかというような表になります。一番上の居宅サービスというところですが、の訪問介護からの福祉用具購入までが居宅サービスという形になります。これは平均しますと、月に1,033人の利用者がございます。金額ですが、1年間に1人当たり107万5,000円という金額がかかっています。サービスの利用状況ですが、一番多いのは通所介護、俗に言うデイサービス、これが一番旭市では多いです。2番目はの訪問介護、これはヘルパーです、訪問介護が2番目。3番目ではの通所リハビリテーション、これはデイサービスのような形態ですが、目的がリハビリというような形になります。これが3番目ということで、サービスの種類の多い順に3番目までをご案内しました。

続きまして、Bの欄、計ですね。Bの欄、ここの上に、ここの項目は地域密着型サービスということで、これも制度改正によりまして18年度から始まったものです。サービスの内容は今まであったんですが、これを地域密着型に組み替えて統計処理、会計処理しているということになります。認知症対応型の通所介護デイサービスと認知症対応型の共同生活介護、これはグループホームです。この金額が載せてあります。

それから、次が施設サービス、介護3施設と言われています福祉施設、保健施設、療養型医療施設ということで三つのそれぞれの件数と金額が表示されています。

参考までに、この施設の利用者ですが、月平均旭市では528名の方が利用されています。

金額にしますと、1年間に1人当たり290万4,000円という保険給付費が支払われています。

その次に、特定入所者介護サービス費、これは定額所得者が施設入所した場合の例の居住費、食費部分を保険で補てんするというような補足給付の金額になります。それと高額、審査支払手数料ということで、右下の合計欄28億3,618万1,664円という保険給付費の合計額になります。これは17年度の通年と比較いたしますと0.7%の増という結果です。

参考までに、千葉県の17から18の伸び率につきましては、千葉県平均で2.5%、それから全国平均ですが、たまたま旭市と同じ0.7%の増というような状況になっています。これが資料の方の説明です。

あと、決算書の方をお開きください。決算書の方の441ページ、お願いします。

まず、保険料のところですが、調定額5億4,824万8,235円、この調定額は対前年と比較いたしますと、先ほど申し上げましたとおり保険料等の改定、それから、税制改正で老人老年の控除がなくなったとかというような影響等々がありまして、対前年の比較が13.9%の増、金額にしますと6,438万9,618円というような内容になっています。

続きまして、本会議での補足説明の中で国庫支出金は制度改正により5.3%の減です。それから、4款の県支出金、次のページになりますが、これにつきましても制度改正により21.5%の増ですというようなお話をさせていただきました。きょう、その理由につきまして若干説明したいと思います。

国庫支出金の5.3%の減といたしますのは、先ほど申し上げました施設給付費、これはかなり金額的には保険給付費の中で占めるんですけども、この負担割合を国庫支出金の方は5%減らしました。その分を県の方に5%上乘せしまして、市の負担金は変わらないんですが、国が5%減で県の方が5%増というような制度改正をしたために、その影響が出ているというようなものでございます。

続きまして、6款、443ページをお願いします。

6款の繰入金の方ですが、一般会計の繰入金と1項の方の一般会計繰入金です。それと2項の方の基金繰入金ということで2本立てになっています。その中で一般会計繰入金の方の繰り入れの若干根拠を説明したいと思います。

1番の介護給付費繰入金、これにつきましては調定額3億7,111万円ほどということですが、これにつきましては保険給付費の12.5%という積算根拠になります。

続きまして、2番目の地域支援事業繰入金432万円ほど市から繰り入れしているんですけども、これの根拠ですが、右側の備考欄を見ていただきたいと思います。地域支援事業繰入

金でも2本立てになっていまして、介護予防事業に係る経費については市から12.5%の繰り入れ、2番目の包括的支援事業、任意事業に係る事業については20.25%の繰り入れという根拠になっています。事務費につきましては全額繰り入れしております。

最後に、460ページ、先ほど来申し上げています地域支援事業費ということで去年の予算・決算の中では出てこない。18年度から新しい事業ということで始まったものです。基本的に対象者につきましては特定高齢者向け事業、それから、任意事業で一般高齢者向け事業ということで、特定高齢者につきましては健康診断等で問診等を行って、若干その体が落ちてきていますよというような、昔ですと虚弱老人というような言い方をしていましたけれども、そのような人たちを対象に介護保険制度に移行しないような予防事業をしていこうというような事業でございます。それを先ほど申し上げました予防事業と任意事業に分けて、備考欄記載のとおり事業をそれぞれ実施しているということになります。特徴的なことは、これらの事業については17年度までは一般会計で実施していました。100%市税を投入して、一般財源を投入していた事業がほとんどなんですが、それを介護会計に繰り入れることによりまして、介護保険会計の財源を使えるといったようなことです。先ほど申し上げました予防事業については、市からの繰り入れは12.5、任意事業につきましては20.25の割合で事業が実施できるといったような制度になっています。

以上です。

委員長（高木武雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

委員（神子 功） この介護保険につきましては、本会議でもご質疑申し上げましたのでダブルかも分かりませんが、若干ご質疑を申し上げたいと思います。

歳入の関係で441ページ、ここに収入未済額並びに不納欠損ということで、年々増加傾向にあるということについては本会議でも一応お話を伺いました。これは市税とか、あるいは国保税とは違いましてご高齢の方々が年金を受給されているということで、大変支払いたくてもなかなか厳しい方と、あってもちょっと生活上厳しいなとかといういろいろな要素があって、平成17年度につきましても決算の中で細かくお話をいただいて、こういう方々がこれだけ滞納していますよということでお話をいただいておりますので、今回がその同じような傾向にあるのか、それとも違ったような状況にあるのかどうかという傾向をちょっとつかみたいものですから、その点ぜひお願いをしたいと思います。

それから、その中で今回減免、昨年は7人ほど減免措置があったというふうに伺っておりますが、平成18年度については減免措置をした件数というのはどの程度あったのかどうか、この辺もぜひ伺いをしたいと思います。

あとは、これも各議案とも質疑をさせていただいておりますけれども、保険給付費の不用額1億3,269万余りということでサービスをしていただきますけれども、不用額ということがありますが、これについては予算組みの関係で、今、お話がありましたけれども、法の改正とかいろいろ状況がありますが、特に目立った傾向的に不用額が出た内容があるとするれば、その内容について変わった点についてご説明をいただければありがたいと思います。

以上、2点につきまして伺いをいたします。

委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、1点目の不納欠損者等の状況、傾向的に分かればということですが。

基本的には、不納欠損者の対象者というのは変わらない人たちがそのまま対象になっています。理由別で不納欠損者全部で186名います。どの人たちが不納欠損の対象になるかというと、第2段階、第3段階、先ほど第4が標準だということでお話し申し上げましたけれども、いわゆる収入の低い人たち、低所得者の方々が第2、第3で、そのうちの157名を占めているということですので、年金若干ありますけれども、本当に非課税で苦しいというような方々が、ほぼその理由になっています。それで、その中でも大きな理由で若干申し上げますと、本人年金等収入無し、世帯も低収入であるという分類が38名、それから、ある程度世帯で収入があるが納付する意思が無いが50名です。これは第3段階、第4段階、第5段階の方に多いです。それから、あとは本会議で申し上げましたとおり死亡・転出等により徴収ができないという方が36名、こういったような状況になっています。

それから、減免の方ですが、18年度は6件ございました。

最後に、453ページの方ですが、決算書453ページの保険給付費の不用額の理由もしくは傾向が分かればということですので、この不用額1億3,269万8,000円何がしというこの数字は、主なもの、大きなものをいいますと2目の地域密着型サービス、ここで2,377万円、それと介護施設給付費の施設の方です、これが7,754万円ということで、この二つでほぼなっています。地域密着型につきましては、18年度から始まった施設ということで、サービスということで予測がなかなか難しかった。前年度までの実績が無いということと、あと市の方で予

定しました新しくできるグループホームですとか、特別介護の方の老人ホーム、小規模です。そちらの方がオープンする時期がちょっと未定であったというようなことから、きのうも一般会計の方でお答えしましたとおり国庫の内示が非常に遅れたものですから、結果的にそのグループホームのオープンも今年度に入ってから、それから、小規模の方も今年度に入ってからということで、それらの見通しがちょっとつかなかったというようなことで減額、不用額が多いということです。

それから、施設介護サービス費につきましては、一番大きな予算ということで月額1億2,400万円ほど平均で支出が出ている。その中で7,754万円ということで、金額はちょっと大きいですが、率からいくと、この辺で大体毎年度ある程度1人、2人ぐらいの余裕を持っていないと厳しいかなというふうに考えています。

以上です。よろしくをお願いします。

委員長（高木武雄） 神子委員。

委員（神子 功） ありがとうございました。介護保険の関係についてはなかなかやはり高齢者ということで厳しい対応が必要だなというふうに思います。そうしますと、453ページの今、ご説明があったこの不用額については、本来であればあまり不用額なかったなという判断をしたいと思うんですけども、それでよろしいかどうかということと、それから、今、細かく滞納者ということの内容を説明いただきましたけれども、去年が180名ですから6名増ということですので、だいたい傾向的には同じなのかなということが言えますし、減免も7件と18年度は6件ということですから、ほぼ同じような推移をしているなということがうかがえます。

そこで、税務課長がいますのでちょっとお伺いいたしますけれども、これまで市税とか国保税とか、税関係の徴収についていろいろ申し上げてきました。ここでいう2年の不納欠損ということの扱いというのは、若干違うような気がするんですけども、ちょっと道がそれるかと思いますが、国保税の関係で聞けばよかったんですけども、要は税金を納めなかった人が納めたくなくてずっと納めていない。それには、やはり手厳しい指導も必要であり、そしてまた、差し押さえとかという厳しいことが必要だと思いますけれども、この介護保険についてはそういったことができないような状況がありますが、一方で、きのうからきょうにかけて市税とか国保税とかという税の徴収のあり方について厳しく対応してくださいという話をしてきましたが、ちょっとこの議案とは離れますけれども、差し支えなかったら参考までに差し押さえとかというのは、18年度中にどれだけ厳しくやっていただいたかというこ

とが、もしもお分かりになればお願いをしたいと思います。今回の介護についてはそういったことをやりたくてもきっとできないと思うので、その辺についてはどのようなお考えかどうか担当課長の方からお伺いしたいと思います。

委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

高齢者福祉課長（横山秀喜） まず、決算額のこの金額等については適当な額と判断、理解してよろしいかどうかということですが、介護保険料につきましては月額だいたい2億4,000万円から5,000万円の支出があります。不用額を見てもと約半月分の不用額ということで、担当課としましても、このぐらいの適当な額かなというような判断をさせていただいております。

それと、滞納者についての考え方、どうしてもなかなか税のように差し押さえ等がいけないけれども、どのような形で臨むんだということ。どうしても低額所得者、本当に行ってもいただけないというような方がほとんどの中で不納欠損しているんですけども、先ほど中にありましたとおり、ある程度収入があっても払う意思が無いという方がいないわけではないんです。その方につきましては、介護保険サービスの場合には滞納していますと給付費の制限を受けます。3割負担、1割負担で介護サービスを受けられる制度なんですけど、3割負担というのはペナルティーがあるということですか、制度の理解を求めるといような形でお話をしているんですが、どうしても、うちは介護のお世話にならないよと、そのために長男と一緒に住んでいるんだというような強行におっしゃってくる方等もありますので、なかなか理解が進まない。努力して、今後ともそういう制度の理解を求めていきたいというふうに考えています。

以上です。

委員長（高木武雄） 税務課長。

税務課長（野口徳和） 差し押さえの状況なんですけれども、神子委員が議案質疑で国保税のことはお答えしたと思うんですけども、市税の方で参加差し押さえ含めまして市税の方での差し押さえ金額は9,064万円ということで、国保税の参加差し押さえを含めると5,215万円ほどありますので、全体で1億4,280万円を差し押さえたということでございます。

委員長（高木武雄） 神子委員。

委員（神子 功） 介護保険につきましてはペナルティーがあるので自分にはね返ってくるということですから、それについては2年間という期限はありますけれども、自分に返って

くる問題、市税とか国保税の場合には時効が成立しちゃうとなかなか対応が厳しいという状況がありますけれども、そういった意味では差し押さえとか、いろいろな方法でやっていくということについては一応方向が分かりました。

そういった違いがありますけれども、いずれにしても必要なものは払っていただくということが大事なものですから、介護保険につきましてもそういった今、ご答弁いただいた制度があるということについてご理解をいただけるように、ぜひ19年度もスタートしておりますので、ぜひお願いをしたいし、税務課長についてはこの案件とは違いますけれども、差し押さえの額が1億円に上ることがありますけれども、さらに厳しさが必要な方についてはぜひ負けないで懲りずに、ひとつ対応の方をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

林一雄委員。

委員（林 一雄） 461ページの配食サービス事業についてお伺いします。

金額が250万3,250円、この内容についてちょっと細かくお聞きできればと思います。それと、次のページの463ページにも配食サービス事業667万800円というのが入っております。これについてもう少し細かくお聞きしたいと思います。それと、先ほど言いました250万円の方と、こちらの違いというのはあるのかどうかお伺いします。

委員長（高木武雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

高齢者福祉課長（横山秀喜） 配食サービス事業につきましては、基本的にサービスの事業内容は同じでございます。経理上、先ほど申し上げました介護予防事業に当たる人たち、つまり特定高齢者、配食サービスを受けている中で特定高齢者と認定される人たちにつきましては、介護予防事業の方の特定高齢者施策事業費というところに区分しているということになります。こちらの方で区分されますと市の負担金も12.5で済む。任意事業でありますると市の負担金は20.25ですので、事業の内容については同じですけれども、会計処理上2本立てという形で実施させていただいています。

ちなみに対象者ですが、1の方の特定高齢者事業の方で行った人たちは53人、それから、463ページの方の任意事業の方で行った配食サービス事業の対象者については92名という結果になっています。

以上でございます。

委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高木武雄） 特にないようですので、議案第4号の質疑は終わります。

それでは、議案第2号から議案第4号までの担当課は退席してください。

議案の審査は途中でありますが、昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時 0分

委員長（高木武雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第5号の審査に入ります。

担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

下水道課長（中野博之） では、補足説明をさせていただきます。

説明資料の1ページをご覧ください。

1ページ目は下水道建設事業の概要でございます。平成18年度は東町網戸地区の幹線管渠工事とその周辺4.2ヘクタールの面整備……。

（発言する人あり）

委員長（高木武雄） できましたら、資料のページまで教えていただきたいと思います。

下水道課長（中野博之） 説明資料の1ページ目でございます。申し訳ありません。

では、1ページでございます。

1ページ目は下水道建設事業の概要でございます。平成18年度は東町網戸地区の幹線管渠工事とその周辺4.2ヘクタールの面整備工事及び平成17年度整備区域である袋地区の舗装復旧工事を行ったものであります。

次の2ページ目をご覧ください。

2ページ目の下水道状況一覧の1番の下水道の状況でございますが、平成18年度の普及率は行政区域内人口6万9,972人に対する処理区域内人口は5,305人であり7.6%であります。また、水洗化率は処理区域内人口5,305人に対する供用人口は2,926人であり55.2%ございました。

以上でございます。

委員長（高木武雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

委員（神子 功） それでは、下水道事業会計につきまして本会議でも若干ご質疑申し上げておりますけれども、何点かお伺いをいたします。

まず今、説明をいただきました18年度決算に当たりまして事業というご説明をいただきました。本会議でもお伺いしたわけですが、まず、この今回東町網戸地区の幹線管渠工事、面整備、これにつきましては工事期間というのは、いつからいつまでやったものでしょうか。と申しますのは、課題となっております公共升への接続というのが大きな、下水道についても、その他集落排水整備事業につきましても、そういったことが大きな課題となっております。そういった意味で今回の整備、18年度に整備したこの事業につきましては、そういうことで工事期間があって、それが年度末に終わったのであればなかなか接続もできませんけれども、期間によっては接続可能かなということも含めてご質疑を申し上げたいわけでありませう。要は、18年度にこの工事を行った幹線管渠の工事についての公共升へのつなぎ込みがどのくらいあったのかどうなのかなと。当然今、申し上げましたように期間が18年度の末にいったいならば当然これはできないわけですが、そういったことで、まず1点目をお伺いしたいと思います。

それから、18年度にこの整備をしている区域がございます。その中で公共升へ接続をしていただいたというような件数がどのくらいあったのかどうか、こういったことについてお伺いをいたしたいと思います。

あとは水洗化の問題ですけれども、これは本会議でご質疑申し上げましたが、整備をすることによって拡大はするんだけれども、水洗化率がそれによってどうしてもパーセンテージが下がってしまうという傾向が年々続いていると思うんですけれども、そういった水洗化率に伴う水洗化向上のための検討、そして実施、これについては再度確認ということで1年間にどの程度ご努力をいただいたかということについて、改めて確認の意味でのご説明をいただきたいと思います。

以上、お願いいたします。

委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

下水道課長（中野博之） まず、18年度の工事の工事期間でございますけれども、工事につきましては全部で大きく11件の工事を実施しております。その工期につきましては、それぞれ工事によってまちまちでございますけれども、18年の4月から19年の3月25日までを工期として工事を行ってきているところでございます。

公共升へのつなぎ込みのものでございますけれども、18年度のつなぎ込みにつきましては、17年から18年までの差でございますけれども、46世帯、111人がつなぎ込んでいただいているという形でございます。

それと、3点目の水洗化向上のための検討とか実施をどうしているのかということでございます。水洗化につきましては、やはり供用開始区域の方々すべての方につなぎ込んでいただいて100%を目指したいというふうに考えて、鋭意努力をしているところでございますけれども、具体的に申しますと、この水洗化の向上といたしまして、この処理区域の中でまだくみ取りのご家庭が、全体で775世帯まだ未接続の方がございますけれども、そのうち144世帯がまだくみ取りだということでございます。このくみ取りの方々が接続していただきますと、水洗化率としては約6.5%アップするというようなこともございますので、まず未接続の方々全員にご理解、ご協力をお願いするということでございますけれども、その中でも緊急度、優先度等を考慮いたしまして、このくみ取りの方々を対象に優先的に接続をしていただくような戸別訪問をしているというようなことでございます。

以上でございます。

委員長（高木武雄） 神子委員。

委員（神子 功） ありがとうございます。そうしますと、11件工事が行われて、工期については4月から19年の3月25日までということですから、ぎりぎりに終わったということであれば、つなぎ込みは難しいという判断ができますけれども、要は既存のつなぎ込みが46世帯あったという判断でよろしいのかどうか。新しく18年度中に行った工事については、つなぎ込みはそういった意味で工事の関係でできなかったという判断でよろしいのかどうかについて確認をさせていただきます。これが1点目です。

それから、アクションプランということで、旭市行政改革アクションプラン、平成17年度から平成21年度までの18年3月に作ったものがございます。公共下水道事業の関係につきましては、23ページに……、失礼しました。これは次に聞きます。今のは訂正いたします。

公共下水道関係については、いずれにしても水洗化率を高めなければいけないということでございますが、これは前任者の関係で、こういったことが言われました。待っているより

も工事がされます、面整備とか、そのときにちょっとお邪魔して、今、面整備やっていますけれども、できたらお願いしますねという、日常ふだんから何でもないような状況の中で訪問すると、かなり受け答えがいいという話も聞いております。ですから、面整備が終わった時点で云々というよりも、これは既存の場合には啓蒙啓発が必要ですがけれども、18年度中に行っていたものについては、そういった行動があって19年度を迎えれば、要は種をまいておりますので、ご協力をいただけるのではないかな。いわゆる今、19年度に入っておりますけれども、今、工事しているような状況の中であれば20年度に向かって種まきをしておくというようなことがあれば、ご協力をいただく状況というのはとれるのではないかなという観がするわけです。そういった意味で18年度については3月まで工事があったということです。ですから、これは公共への接続というのは困難ですがけれども、そういった活動というのは18年度中にはどのように、ある意味では営業活動といえますか、そういったことについてどうかということと、それから、新たに既存の所についてはそういう呼びかけをしなければいけないという2通りがあると思うんですが、前者の面整備を行った、管渠工事を行ったということのそういう啓蒙啓発についてはどのようにされたかどうか。これはソフト面ですから、数値には表せませんが、その点のところについて活動していれば承りたいと思います。

委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

下水道課長（中野博之） まず、1点目の18年度整備を行った所の接続ということでございますけれども、これにつきましては工事が3月までかかっておりますので、委員おっしゃるとおりゼロ件ということでございます。

それから、2番目の日常的にどのような啓蒙をしているのかということでございます。やはり一番効果的なのは、工事を実施する直前に説明会を開いております。その時には工事が自分の家の前面を工事をするということで非常に関心が高い時期でございます。その時に下水道の事業の内容、効果、それから工事も含めてですが、その後の使用の仕方、接続の仕方等々もその説明会でご説明させていただいております。

あと、工事中につきましても、それぞれ工事をしている時に近所の方々「何をやっているんだ」とか「大変だね」ということで声をかけていただけます。そういった時にも、これが終わりましたら接続をお願いしますというような形で日常的に行っております。

また、啓蒙啓発といたしましては、今月の9月1日の広報に掲載いたしましたけれども、

全国的に9月10日が「下水道デー」という形でございます。それに合わせまして、当市の下水道につきましても9月1日の広報紙に一面を割いて広報しているところでございます。また、市下の小学校につきましても、子どもの時からこの下水道について理解を深めてもらおうということで、昨年度9校の小学校4年生の方が対象でございますけれども、見学に来てもらって下水道について理解を深めてもらったというようなことを実施してございます。

以上でございます。

委員長（高木武雄） 神子委員。

委員（神子 功） 今、19年度に入っておりますけれども、18年度でこの整備した内容については、今おっしゃられましたように当年度では効果が表れない。要は19年度に入ってから効果が表れるということですが、そういった意味で今、9月を迎えています。決算を迎えるに当たって、この効果というものは19年度の決算では分かると思っておりますけれども、今ここで切るということではできませんので、この整備した内容というのは、今、課長がおっしゃられましたように、平成18年度については46世帯111人の方々が供用開始ができたという、升を利用したということですが、19年度、今、9月時点ではどのようになっていますか。

委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

下水道課長（中野博之） 申し訳ありません。私どもの方、7月末の資料で集計を、まだ7月末でしかしておりませんので、7月末でお話しさせていただきます。

18年度の末から19年度の7月までの間に42人の水洗化が増加しております。水洗化率といましては55.9%ということでございますので、18年度末の55.2%から0.7ポイントアップということでございます。

以上でございます。

委員長（高木武雄） 神子委員。

委員（神子 功） ありがとうございます。そういったことを年々繰り返していくわけですね。ですから、いかに今、課長がおっしゃられましたように、やるときの説明とやった後のフォローアップというのは次年度に効果が表れるということからすると、今、19年度ですから18年度決算を迎えて、結果として今、ご説明いただいたように7月末で42名の方々に使っていただいているということで、水洗化率もアップしておりますから、19年度の活動については18年度の反省をしながら20年度までいくのにどうしたらいいかどうかというのが大

事なことになります。そういった意味で質問をさせてもらったわけでありまして、そういったことを考え合わせまして、ぜひ水洗化率が高まるように、まだ半分ですから、ぜひ19年度がいい決算を迎えられるように大変でございますけれども、お骨折りをいただきたいと思いません。

以上で終わります。

委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

明智委員。

委員（明智忠直） 1点だけちょっと聞きたいんですけども、476ページ、歳入の部分、使用料及び手数料で1,953万円の不納欠損があるわけですけども、不納欠損が生じた後の接続の問題についてはどのような判断でやっているものかどうかお聞かせをいただきたいと思いません。

委員長（高木武雄） 明智委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

下水道課長（中野博之） 使用料の欠損につきましては、平成12年度の賦課分のもので5件、8万6,267円が欠損になっております。これは5年経過ということで、これ以上は時効が成立しているということで欠損になったものでございます。この使用料につきましては、この欠損の理由といたしましては、借家住まいの方が外に出られてしまっていて所在が不明になっているというような状況で欠損となったところでございます。この使用料につきましても、当然のことながら使用していただくからには全額払っていただかなければならないというところがございまして、やはりこの滞納されている方の理由をいろいろお聞きしますと、やはり経済的な理由が多いところがございまして、その辺もやはり使用していただいている中、十分に理解していただいて納入していただくというようなことを進めております。

以上でございます。

委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

佐久間委員。

委員（佐久間茂樹） すみません、説明資料の受益者負担金のこの表の見方、不納欠損額、例えば平成18年度で6,775万円、収入済額が2,761万円、収入未済が37となっていて、その次に不納欠損額というのがあるんですけども、これは13年度より以前、この表の見方ですけども、それが1点。

それから、決算書の487ページの運転業務委託料4,725万円というものです。これは予算で

は6,200万円だったと思うんですが、内容と、どこに委託しているのか。

それから、同じく工事請負費の26万2,500円、当初500万円で予定されていたようなんですけれども、内容、予定と実際にした工事です。

それから、同じく487ページの委託料、幹線管渠整備委託料1億1,251万円ですが、内容と委託業者を教えてくださいたいと思うんですけれども。

委員長（高木武雄） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

下水道課長（中野博之） まず、説明資料2番の受益者負担金の表の見方ということでございます。

この表の真ん中の収入未済額というところがあると思いますけれども、この収入未済額が次の年の調定額の方に入ってまいります。これは前年度収入が見込めなかった、入らなかったところでございますから、それが次の年の調定額の方に入ってきているということでございます。不納欠損額につきましては、平成18年で302万4,200円というふうに記入してございますけれども、これにつきましては平成12年度に賦課いたしました5期から8期までの、これは1年を4回で分割払いしてもらっておりますので、12年度賦課の5期から8期というのは13年度に払ってもらうものでございます。この12年度賦課部分の13年度分と、それから13年度に賦課したものの1期から4期、13年度の支払ってもらう部分、この分の中で300余万が不納欠損となったというようなことでございます。

それと次が、決算書の487ページの運転業務委託料についての予算と決算との違いということでございますけれども、これについては請負業者が月島テクノメンテサービスでございます。これにつきましては9社の見積もり合わせを行いまして、最低価格を見積もった業者として月島メンテサービスと契約をいたしましたところでございます。その見積額が4,700万円ということで少なかったということで、この部分が差が出てきたということでございます。

それから、15節の工事請負費の管渠工事でございますけれども、これにつきましては毎年維持修繕として、ある程度金額を見込んでおります。その中、新田地区のトキワヤの前のマンホールの周辺で段差が出てきましたので、それにつきましては補修をしたというようなものがこの管渠工事でございます。

それと、建設事業の13節委託料の幹線管渠整備委託料でございますけれども、これにつきましては東町付近の幹線の管渠につきまして、千葉県外の外郭団体である下水道公社に工事を委託いたしました。その金額でございます。これにつきましてはやはり請負額が、落札

額が低かったということでこの差が出ておるということでございます。

以上でございます。

委員長（高木武雄） 佐久間委員。

委員（佐久間茂樹） じゃ、ちょっと確認なんですけれども、そうしますと、先に表の見方なんですけど、平成18年度に発生した金額というのは6,775万円から上段の右端4,480万円を引いたものということで理解していいわけですね。そうですね。わかりました。

それから、運転業務委託料なんですけれども、9社の見積もり合わせですね。その結果、当初6,200万円を予定していたけれども、4,725万円に契約できたということですよ。これは、汚泥の業務の内容をちょっとまた、例えばトン当たり幾らとか、その辺が分かれば教えてもらいたいと思います。

それから、幹線管渠整備委託料の方は、これはやはり入札ですか。契約方法をちょっと教えていただければと思います。

委員長（高木武雄） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

下水道課長（中野博之） 運転管理業務の内容でございますけれども、処理場施設を稼働させるために必要な委託料でございます。汚泥処理につきましては、また別に決算書482ページの上から7行目に汚泥等運搬処理委託料というものが記載されておりますけれども、それとは別に処理場自体を運転するための委託でございます。

それと、管渠工事につきましては、これは申し訳ありません。委員、委託の方の管渠工事の方の指名業者、指名かどうかということでございますよね。

（「下水道公社の方」の声あり）

下水道課長（中野博之） 下水道公社につきましては公社と協定という形で締結をしまして、下水道公社が建設業者の方を指名しまして指名競争入札を行っているということでございます。

以上でございます。

委員長（高木武雄） 佐久間委員。

委員（佐久間茂樹） すみません、もう1点、運転業務委託料というのは、当初6,200万円に予定していたものが4,725万円ということで1,500万円安くなっているわけです。この辺が、その見積もり、去年は、前年度はどうだったのかなと思ったんですね。

それから、15番目の工事請負費26万2,500円で終わっていますけれども、当初は500万円に

見ていました、予算で。この辺の何かまだほかに多分予定していたんじゃないのかなと思うんですが、例年が500万円だったから500万円にしたのか、ちょっと私も前年度のものを見ていないので、その辺のところをちょっと説明していただければと思います。

委員長（高木武雄） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

下水道課長（中野博之） 運転業務委託料の部分でございますけれども、私ども見積もりに当たりまして積算をいたしておるところでございます。これにつきましては国土交通省の監修によります積算要領から積算しておるところでございますけれども、その中やはり競争原理が働いたというのか、その辺で相当通常よりも安価な札が入ったということでございます。

それと、管渠工事につきましてですけれども、緊急時の対応として、ある程度の予算を計上していたところでございますけれども、大がかりな保守等々が昨年度はなかったということで、この金額になっているということでございます。

以上でございます。

（「分かりました。どうもありがとうございます」の声あり）

委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

神子委員。

委員（神子 功） すみません。一たん質疑させていただいて、また質疑ということでお許しをいただきたいと思います。

今の佐久間委員の方から質疑がありましたけれども、経過も含めてちょっと、数値も含めて質疑が出たものですからご質疑申し上げます。

運転業務委託につきましては、所管の委員会では、これらについては独自で市の方で技術者を育成して委託をしなくてもできるようにしたらどうかというのが、ずっと委員会としては議論をしてきた経過があります。今回たまたま18年度については見積もり9社の内容の中でかなり削減がされたというのが18年度決算に載っております。その辺の兼ね合いというのは、今後市独自で技術者を育成して、委託料というよりも自らが維持管理ができるようにという方向付けというのはどのように考えているものかどうか、18年度について、今、19年度も進んでおりますけれども、その点が一つです。

それから、ここで大事なのは見積もりで1,500万円下がりましたよね。下がるのはいいんですけれども、これは同じ会社の方が、要するに同じ企業の方が引き継いでやれば当然いいわけですが、今回はそれがどうなったかどうかということが一つはありますけれども、

当然メンテをずっとしているわけですから、メンテの経過がなければ、その次に違う業者が請け負った場合に経過としてよくメンテをできなくなるという状態も、これはいろいろなことで考えられるわけです。そういうことを含め合わせますと、19年度もスタートしておりますから、18年度についてはこれまでの業者がやってきたことで18年度も同じ業者がやってきたのか。やっていなければその心配があるんですけども、その点はどうでしょうか。

それから、同じページの工事請負費につきましては、これも所管でいつも聞いているのは、やむを得ず緊急性があるということで、いつも500万円程度計上していくんだということですから、今回決算で一部のところで、トキワヤさんの所で段差の状態があったんで直したと、これは意向はよく分かるんですね。そういったことで所管の委員会としてはそういった議論もしておりますので、一応参考までにそういう理解をさせてもらいましたので、よろしくお願いたします。

したがって、運転業務につきまして何点かご質疑いたしましたが、その点ご答弁いただきます。

委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

下水道課長（中野博之） 運転業務委託を市の職員でできないのかどうかということでございますけれども、処理場の運転業務につきましては資格等が必要でございますので、供用開始当時から専門の業者の方へ委託をしているというような状況でございます。

市の職員でそのような資格を取得するというのも当然考えられるんですけども、ごく特定の職員になってしまうというようなことがございまして、その辺でその職員が異動等もないというような状況が果たしていいのかどうかというようなこともございますし、また、市の職員自体を増員しなければならないというようなこともございますので、その辺も絡めて考えた中で、現状といたしましてはやはり委託するものが経済的であり、状況に即しているんじゃないかなというふうに考えております。

それから、メンテの業者につきましては、供用開始当初から平成17年度までにつきまして、トクサンエンジニアリングという会社が受注しまして行っておりました。平成18年度、昨年度から月島テクノメンテサービス株式会社というところが受注しており、本年度、19年度も同じく月島が受注しております。そのように、ある程度一定の期間は同じ会社が受注しているというような状況でございます。

以上でございます。

委員長（高木武雄） 神子委員。

委員（神子 功） ありがとうございます。業務委託料につきましては、そういったご意見を述べさせていただいてきているんですが、やはりはっきり物を申しさせていただくとよく分かるんですね。検討しますと言ったら、検討していただけるのかなと思ってしまいますので、要は効率的に合理的に考えた場合にはどちらがいいかどうかという、この判断ということが一番大事になりますので、今のところは業者にお任せをしてメンテをしていくと。したがって、それは見積もりで下がったよという結果が出ていますけれども、そういったことで進むんだなというふうに判断しております。

そこで、18年度につきましては19年度も同じ業者が引き続きやっておられるということですが、当初から17年まで違う業者がやっていたと、そういった意味ではよく下水道の施設のことについてはよく分かっているということになりますよね。これはやはり引き継がなければしょうがないという、その点がどうかなと。これは下水道に限ったことではありませんで、見積もりは安くなるけれども、安く請け負ったからメンテはあまりしなくてもいいよとか、そうすると次に受ける人がまた大変になってしまうんですね。ですから、そういった点については担当の方で前と同じようによくやっているかどうかということをチェックしていただかないと、次に頼む時に高くなる、安くなると、また二重の投資をしなければいけないというふうになる可能性がありますので、その点は18年度決算のときによく19年度も含めて、その点のところをよくチェックしていただいて、19年、20年以降よくメンテができて二重投資にならないような、そういった体制をとっていただきたいと思えますし、そのことを全庁に波及できるような、そういった取り組みもぜひ指導としてやっていただければというふうに思います。ご意見がありましたらお願いいたします。

委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

下水道課長（中野博之） この運転業務につきまして、請け負った業者が替わったところで何か支障が出てきているかどうかというようなことだと思いますけれども、トクサンエンジニアリングにつきましても月島メンテにつきましても、やはり維持管理、処理場の運転管理等々につきまして実績のある会社でございます。当然のことながら大きく申しますと、下水の処理場につきましてはどこの自治体の処理場も似たような処理方法をとっていると、その中でそれぞれの各処理場によって規模が違ったり配置が違ったりというようなことはございます。そういった中、十分引き継ぎをした中で支障が無いように17年度から18年度には移行

したというふうなことでございます。なおかつ毎日日報を提出させております。それにつきまして担当職員が毎日確認し、私も確認しております。そういったところでこの運転に対して支障が出ていないと、順調に進んでおるといような形で確認はいたしております。

以上です。

委員長（高木武雄） 神子委員。

委員（神子 功） ありがとうございます。そういったことを行政の担当としては本当に必要な部分だと思います。ほかの施設運営管理ということを考えますと、そういったことがやはり業者が違った場合によく引き継ぎができて二重投資にならないようにというふうに思うんですが、例えばこれは海上の福祉施設ですけれども、ボイラーが壊れたとかということが、本当にあまり年数がたっていないのにそういった状況が起きてしまう。そういったことが実際問題起きています。ですから、下水道の施設が見本となって、もちろん専門家の方々が責任持ってやっているということがあるから、そういうふうに受け止められますし、そういったことが課長の口から出るという、日常の管理もさることながら職員の方々のご配慮とかご努力とか、もちろんの企業の方の努力とかというのが結ばれていい形になるわけですから、ぜひそういったいいことについては全庁に波及できるように、業者が違ったにしてもよく引き継ぎをするとか、そういったことをきめ細かくしていただいて、決算を迎えるに当たりまして、そういったことが全庁に波及できればいいなというふうに思っている1人なものですから、ぜひ課長さんのご指導のもとにいい体制をつくっていただくようお願いして、答弁はいいりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高木武雄） 特にないようですので、議案第5号の質疑は終わります。

続いて、議案第6号の審査に入ります。

担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

農水産課長（堀江隆夫） それでは、農業集落排水事業につきまして若干補足説明をさせていただきます。

最初に、農業集落排水事業でありますけれども、この事業につきましてはご承知のように農業集落の形態に適しました小規模な分散型の汚水処理施設、そういうことでご理解いただきたいと思ひます。おおむね国の基準の中では1,000人程度の規模の農業集落単位で整備を

実施する。そういうことになっております。処理の流れといたしましては、下水道と同じように各家庭から出ます、し尿、あるいは生活雑排水の汚水、そういうものを専用の排水管を通しまして処理施設に流入しまして、そこで処理した後に公共用水の水路に水を流す、そういう形になっております。

それでは、申し訳ありません。お手元のテーブルの上に後から追加の資料でお配りをさせていただきましたカラー刷りのリーフレットと区域を示す区域図をご覧になっていただきたいと思っております。

最初に、区域の図面であります。旭市の農業集落排水につきましては、ここにありますように江ヶ崎地区と琴田地区、この2か所で現在実施をさせていただいております。場所につきましては、ここをご覧になっていただきたいと思っております。袋公園の北側の方でございます。江ヶ崎地区につきましては平成10年の5月に供用を開始させていただいております。琴田地区につきましては平成13年の5月に供用開始ということで、2地区で現在稼働をさせていただいております。

さらに、申し訳ありません。カラー刷りのリーフレットの方を開いていただきたいと思っております。これは簡単な流れでございます。これは分かり切ったものでありますけれども、特にきょうご覧になっていただきたいことにつきましては、実はそれぞれの手法の中の右側の方に、車の下の方に窒素、あるいは汚れの数値が記入をされております。1日1人当たりの窒素、あるいは汚れのグラム単位のものであります。ここにありますように、くみ取りから、あるいは2番目の単独浄化槽、合併浄化槽、集落排水というようなことで、この中では一番集落排水事業が河川への汚れ、あるいは窒素成分を流出する、そういうことで一番河川に対しては優しい管理の仕方というようなことでございます。これはひとつ絵の中でご覧になっていただきたいと思っております。

我が方につきましては、ほとんどそれぞれ今、合併浄化槽なり単独浄化槽を各家庭で、農業集落の中でもあるわけですけれども、一番河川に優しい集落排水事業、これに加わっていただきたいというようなことで、それぞれの2地区につきましては加入の促進等を実施しております。

さらに、大変申し訳ありません。平成18年度の旭市の農業集落排水事業の特別会計歳入歳出決算に關します説明資料の方で若干ご説明をさせていただきます。

この説明資料の申し訳ありません、2ページの方をお開きいただきたいと思っております。

この決算の説明資料の中の2ページには、それぞれの江ヶ崎、琴田地区のそれぞれの普及

率等が掲載をさせていただいてあります。江ヶ崎地区につきましては普及率が71.9%、琴田地区につきましては59.7ということで、全体2地区トータルしますと67.8%の普及率になっております。

その2番目に受益者分担金、これが収入未済額がかなり大きい、あるいは納付率が低いということで多分この数値につきましてはちょっと不信感が出るのかなというふうに考えております。これは実は先ほどの図の説明の中にありました集落排水事業のこの4番目のパターンでありますけれども、各家庭の所からトイレ、あるいはいろいろな生活の雑排水が出ます。その公共升という部分を実はこの事業に入っていただく手を挙げた方につきましては設置してあります。ただ、公共升は設置したものの自分の家で合併浄化槽、あるいは単独浄化槽があるというようなことで、まだ公共升につないでいない家庭、これがいます。一つは分担金でいただくわけですが、流す権利の公共升は設置してあるけれども、まだつないでいないままで実はこういう受益者分担金が、納付率が低い状況になっております。これにつきましては現在16名いるわけですが、ぜひ農業集落排水に接続していただきたいというようなことで推進を図ってまいっております。

あと、3番目の方につきましては、この事業の一番の基は使っていただいている方々、これがやはり受益者負担というようなことが大原則であります。そんなことで江ヶ崎地区、あるいは琴田地区につきましてはこういう納付率、特に琴田地区につきましては100%の納付、江ヶ崎につきましては98.8の納付になっております。この98.8につきましても若干3月末に口座から振替ができなかったという形で既にもらっている方もいます。そういうふうなことで18年、推進をしてまいっております。特に18年、借入金の返済がちょうどピークに達して、これから19年以降、徐々に借入金の方につきましては徐々に減ってくるというようなことで適正な事業の推進に当たっていく所存でございます。

以上、簡単で申し訳ありません。よろしく願いいたします。

委員長（高木武雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

委員（神子 功） 一つ確認ということで、先ほど公共下水道の方の関係で公共升への接続ということでお話をさせていただきましたが、あれは集落排水整備事業のアクションプランの23ページにありますものと間違ったものですから、確認のためにこの点をお伺いしたいと思います。

集落排水整備事業につきまして今、課長の方から説明がありましたように、公共升への接続率の向上ということでそれぞれ年度によって目標接続率が掲げてございますが、今、ご説明があった67.8%というのは、この接続率ということで18年度については67.2というふうになっていますが、これと比較対象させてもらってよろしいのかどうか、お持ちですか。ちょっと見てください、いいですか。23ページをお開きいただいて、公共升への接続率の向上とありますけれども、これが今、普及率ということでご説明いただきましたが、これと同じ考えでよろしいのかどうか、ちょっと初めにそれだけお伺いします。

委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

農水産課長（堀江隆夫） 今の委員からご質問ありましたこの23ページの率、それと先ほど示した普及率、これは私ども同じ数値の考えということで理解しております。

委員長（高木武雄） 神子委員。

委員（神子 功） そうすると、目標には達成をしているということですから、19年度は68.4%に向けてご努力いただけると、こういうような形になります。それは確認させていただきました。

そこで、受益者分担金のことで、これはずっと残っちゃってきているんですけども、これの対策というのはこれは旧旭市からずっと継続して残っているんですけども、これはどのように対策を講じたらいいのかどうか大変厳しいと思いますけれども、その点について18年度決算を締めるに当たって、どのような検討をされて、また今後どのようにしていくのかどうか、この点お伺いしたいと思います。

委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

農水産課長（堀江隆夫） ただいまの受益者の分担金、これにつきましては既に公共升等も設置してございます。必ず所有、地域の方、できる必要な時になった時には必ず使っただけ。そのようなことで我々は不納欠損にする予定もありません。それで、ただ、42万円という金額がちょっと大きいもので、これは分割して払っていただく、そういう方も現在数名いらっしゃいます。例えば10万円ずつ払っていただくとか、いきなり42万円というのはちょっときついのかなというようなことで分割納付等を現在実施しているところでございます。

委員長（高木武雄） 神子委員。

委員（神子 功） そうすると、これはそれぞれの状況によって解決の見通しが立つという

ところまで、ある程度待たなければしょうがないというふうに判断した方がよろしいのか、積極的にお願いしますと言ってもなかなか事情がありますので、その辺のところはどのように判断されていますか。

委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

農水産課長（堀江隆夫） 実はこの農業集落排水、合併しまして初めて事業を見せていただきまして、すごいなと思ったのが1点あります。役所の人間が普及にお願いするということも一つあるわけですが、この2地区とも集落の皆さん方が、既にやられている方が農集に入らないかという啓蒙をしていただいております。そんなことで我々職員も一生懸命頑張りますけれども、地域の方にもいろいろ回っていただいて、現在も回っていただいております。全員なるべく多くの方がやることによって実は河川がきれいになる。そのきれいになった河川からいろいろ水田等に水をくみ上げるわけですので、それぞれの農業が盛んになってくる。そんな意味で集落の中でぜひ普及率を高めるように、今後お願いをしていく所存でございます。

委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

明智委員。

委員（明智忠直） 2点ほどちょっと質問をしたいと思います。

決算書の507ページですけれども、資源循環事業ということで、これは前々から質問も質疑もあったようでありまして、分析の試験も毎年やっているような感じであるわけですが、5万4,000円ですけれども、ある程度もうその分析の結果は固定したものが出ていてもいいのではないかなと、そんなようにも感じるわけでありまして、その後の分析の結果がどうなっているのかお聞きしたいと思います。

それと、汚泥農地還元業務委託料ということでどういう内容なのか、肥料化して今、使っているのかどうか、使ってもらっているのかどうか、そこら辺もお聞かせをいただきたいと思っております。

もう1点、説明資料の2ページの中で区域内の人口は出ているわけですが、区域内の人口とともに世帯数が分かれば、なおいいのかなというような感じもしますので、世帯数が分かれば教えていただければと思いますのでよろしく申し上げます。

委員長（高木武雄） 明智委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

農水産課長（堀江隆夫） それでは、今、委員の507ページの汚泥の分析の委託でございます。これにつきましては、いろいろ肥料として物を使うという時に必ず分析が必要だというようなことで委託をさせていただいています。毎年やっておりますけれども、いろいろ数値も違って来る。そんなことで一応肥料登録というようなことで現在やらせていただいております。これはいろいろな面で使ったいただく時に、やはり使ってくれる方からしてみると、どういうものが入っているか、いろいろ年度によってもちょっと違うときもあるかと思えます。これは必要なというふうに理解しております。

それと、汚泥の農地の還元でございます。主に実は、本来であれば農業集落排水事業ですので、集落から出るものですので、これを農地に還元してというのが一番いい方法だということで国からは指導されています。ただ、ご承知のように実は脱水をしまして、それを使うわけですけれども、一つ欠点が雨等に触れるとそれがもとに戻るということはないんですけども、ちょっとその部分で、この地区につきましては実は家畜堆肥が相当数あるので、なかなか農家の方にどうですかといっても、いや、家畜堆肥の方がいいよという部分がありまして、なかなか進まない。現実的には進まない。ただ、今、市役所の中の庁舎内の中で例えば公園事業の中でそれを活用していただく、そんな形で処理をさせていただいております。この秋にそれぞれふるさとまつり、いろいろな産業まつりが市内であります。その中で一つ、現在畜産農家が持っておりますコンポストですか、そこに脱水した汚泥を入れまして、さらにおいの無いような堆肥を作って、それを実は市民の方に試験的に使っていただいて、無料配布になるかと思えますけれども、そういうものの取りかかりをしようということで現在動いております。

あと、処理区域内の世帯であります。これにつきましては、江ヶ崎地区につきましては現在、平成19年7月31日現在でございますけれども、221世帯、琴田地区につきましては91世帯、合わせまして312世帯ということになっております。

以上でございます。

委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高木武雄） 特にないようですので、議案第6号の質疑は終わります。

それでは、議案第5号と議案第6号の担当課は退席してください。

しばらく休憩といたします。再開は2時15分といたします。

休憩 午後 2時 4分

再開 午後 2時15分

委員長（高木武雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第7号の審査に入ります。

担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

水道課長。

水道課長（堀川茂博） それでは、議案第7号につきまして少し補足説明をいたします。

ページにしますと12ページになりますけれども、水道事業報告書になっております。そのうちの下から2番目になりますけれども、建設状況についてということで、ページの方は詳細が14ページと15ページに建設工事の概況ということで記載されております。これらにつきまして少し補足いたしたいと思います。

初めに、（1）の建設工事の概況なんですけれども、こちらにつきましては資本的支出の4条関係になりまして、5件ほどの工事がございました。

それから、（2）の保存工事の概況ですけれども、これは収益的支出の3条の方の、これはどちらかといいますと修繕工事の明細となっております。数はあまりございませんけれども、詳細を後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

委員長（高木武雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第7号について質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

委員（神子 功） 2点ほどご質疑申し上げます。

まず、4ページ、水道事業損益計算書の中で特別損失ということで553万8,714円、これにつきまして平成17年度につきましては253万7,160円、300万円の増ということでなっておりますが、この内容につきましてご説明をいただきたいと思います。

本会議でもご質疑申し上げましたが、水道事業の報告の中で若干ご質疑申し上げて、普及率向上のためにはどうなのかということでご質疑させていただきました。今回は18年度につきましては普及率については77.7%、1.7%のアップになったということで18年度は締めくくられております。

そこで、この有収率ということを見てみた場合に97%で前年度と比較すると2.1ポイント上昇したということでございます。この有収率ということで2.1ポイント上昇した要因というのはどういったことが要因として挙げられるかどうか、この点ぜひお伺いをいたします。

それから、年度末の給水状況が今、申し上げましたように給水人口が5万5,161人、給水件数が1万8,083件で普及率が77.7%という中で、18年度につきましては改良工事ということもされているわけです。いわゆる建設工事として配水管等が延べ562.9メートル布設をしたということでご説明もいただきました。

そこで、この配水管を布設したことによって18年度についてはどういった効果が出てきたのかどうか。これは本会議でも若干伺っていると思っておりますけれども、その効果についての内容、これについてまずお伺いをいたしたいと思っております。

以上です。

委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

水道課長（堀川茂博） それでは、初めに、4ページになりますでしょうか。特別損失、一般会計ですと不納欠損に当たるものでございますけれども、前年と比較しまして額が200万円ちょっと多くなっていると。これにつきましては、飯岡エリア、飯岡地区で200万円以上の多額の水道料金の滞納者がおりまして、その方はアパートとかいろいろ多角経営していらっしやっただけですけれども、その方が突然死亡してしまったということで、また、相続人についてもどうも料金を支払ってもらえるような状況ではないということで、やむなく不納欠損をしたものでございます。合併前の旧飯岡時代からのずっと累積となっております。そのほかでございますけれども、ちょっと人数を申し上げますと、旭地域で145名、その内訳はちょっと省略させていただきたいと思っております。それから、飯岡地区で28人、それから海上地区で21人、干潟地域で8人ということになります。

それから、2番目の有収率の関係でございますけれども、ちょっと17年度の通年ベースで比較いたしますと、17年度が有収率が95.1、それと18年度が97.0です。増減といたしましては1.9%有収率が上がったと。これは昨年非常に漏水箇所が見つかりまして、特に干潟エリアでは日量で100トンも漏れているような場所も見つかりまして、有収率が非常に高くなったということです。それから、有収率の上がる要因といたしましては、火災等による消火栓の使用等が少ない場合です。これらにつきましても有収率が上がると。例えば、この間も海上地域で火災が発生しましたけれども、火災が発生しますと、ほとんど鎮火した後に、火災

中も出る場合がありますけれども、赤水が発生するというので、大体二・三時間かけて赤水の処理、すなわち水を捨てることになりますので、そういうことが少なく有収率が高くなったというのも要因の一つとなっております。

続きまして、3点目の改良工事でございますけれども、改良工事につきましては、当然改良工事を行うことによりまして停滞水の解消、あるいは水圧の低下の解消とか、ループ化等がメインとなりますけれども、現状において建設工事の中で先ほど言いました4条の関係につきましては、ほとんどが水圧停滞水の解消というのに重点を置いておりますので、その辺が効果が上がったということになります。

以上でございます。

委員長（高木武雄） 神子委員。

委員（神子 功） 損失につきましては、今、数値もお示しいただいて分かりました。この内訳は差し控えようということですが、簡単で結構ですから、旭が145人とか飯岡28人とかということがありますけれども、主だった、もしも内容が分かれば簡単で結構ですからお示しをいただければと思います。

有収率の関係ですが、そうしますと、平成18年度につきましては漏水している場所が見つかったという干潟地区の状況があったのでということと、それから、火災がなくて消火栓も使わなかったということですが、仮にこの火災がなくて漏水がなかった場合には、昨年と同じように推移をしたという判断でよろしいのかどうか。有収率を高めるためにはどんな工夫があるのかどうかということについて考えられることがありましたら、その辺を参考にお示しをいただきたいと思います。

委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

水道課長（堀川茂博） 1点目でございますけれども、ちょっと内訳をそれでは申し上げます。不納欠損の内訳ということになりますけれども、市内の転居等によりまして56人、市内の方で取れない方といいますか、そういうふうにとっていただきたいと思います。それから給水停止者で54人、それから行方不明者が82名、死亡者が10人、合計202名です。件数に直しますと期別になりますので529件となります。金額で申し上げますと541万3,786円等々となります。

それから、2点目でございますけれども、有収率を上げるためのその他の要因ということでございますけれども、そちらにつきましては、そのほかに考えられる、まず有収率を上げ

るということは漏水を減らすというのが第1点になりますけれども、そのほか災害、火災は災害でございます。そのほかと申しますと、これは末端、必ず水道管の末端は時々水を捨てると申しましょうか、停滞水の解消を行いますので、それらを少なくすれば有収率は上がるんですけれども、それもまた衛生上問題ありますので、通年で考えますと、有収率が動くというのは通常の漏水を関係なしにしますと火災の発生が有収率を移動する要因の一番原因ではないかというふうに思います。

以上でございます。

委員長（高木武雄） ほかに質疑はございませんか。

（発言する人なし）

委員長（高木武雄） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号の審査に入ります。

担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） 病院内部におきまして9月1日付けで人事異動がありましたので、ご紹介をさせていただきたいと思います。

事務部次長に採用いたしました石鍋でございます。石鍋次長の前職は八王子にあります永生病院という病院がありますが、その企画部長をしておりました。どうぞよろしくお願いいたします。

病院事務次長（石鍋秀和） 石鍋です。どうぞよろしくお願いいたします。

病院事務部長（伊藤敬典） それでは、経理課長から補足の説明をさせます。

委員長（高木武雄） 病院経理課長。

病院経理課長（鈴木清武） それでは、補足説明をさせていただきたいと思います。

まず、決算書の1ページをお開きください。

第1款病院事業収益では診療報酬改定や負担金、交付金、補助金等の減額により全体では予算を4億5,381万円下回りました。

続きまして、2ページをお開きください。

支出でございますが、病院事業全体では材料の標準化、医師や薬剤師と一体となつての価格交渉、診療報酬の引き下げによる購入単価の減等により材料費の削減が図られ、予算に比べ7億5,917万円余りの支出を押さえることができました。これらの努力により、当期純利益は予算を大幅に上回る税込みで3億3,482万円、税抜きでは3億200万円余りを計上いたし

ました。

なお、病院事業の本業ともいえます医業収益から医業費用を差し引いた医業利益は4億689万円余りとなっております。

それでは次に、12ページをお開きください。

貸借対照表の2の(1)現金預金ですが34億8,512万円、(3)の有価証券は27億716万円、合計で61億9,228万円となります。今後再整備を行うに当たっての自己資金となるものです。

以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長(高木武雄) 担当課の説明は終わりました。

議案第8号について質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

委員(神子 功) ただいま補足説明ということをいただきました。そこで、努力によってということでありましたけれども、収益は3億円余り出ましたよということ、本会議等でも伺っておりますが、材料費等が大幅に減ったということ、説明の中でも出ておりますけれども、そういったことを頭に入れながらご質疑を申し上げたいと思います。

まず12ページ、貸借対照表の12ページの中で流動資産の中で未収金ということがございます。これについては平成17年度は38億9,861万円余り、18年度につきましては38億6,033万8,000円余りということでございます。この中で医業の未収金と医業外の未収金というのがありますけれども、この内容につきまして詳しくご説明をいただきたいと思います。それが第1点目です。

ページを追ってご質疑申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。ちょっと分からないものですから、25ページをお開きいただきますと雑損失というのがありますが、17年度と18年度それぞれ額が載っておりますし、比較も載っております。18年度につきましては6億6,266万円余りということで、平成17年度から比べますとその額が増加となっておりますが、この内容につきましてご説明をいただきたいと思います。これが2点目です。

37ページに移りまして、収益費用の明細ということで費用という中でそれぞれ款項目ということが載っておりますが、給与費の説明をいただきたいと思います。給料、それから手数料、法定福利費、賃金というのがありますが、給料につきましては医師からずっと始まっておりますが、人数的に何人ぐらい18年度決算ではこれに該当する人数について、その他職員も含めてお示しをいただきたいと思います。手当の関係、法定福利費は別にいたしまして、賃金がございますが、これの備考欄には臨時職員の報酬及び賃金並びに日々雇用雇い上げと、

そういうふうになっておりますが、この賃金の内容をご説明いただきたいと思います。

38ページ、次のページですが、15節の委託料がございます。10億5,965万円余りございますが、業務委託料、施設設備の保守料、医療機器等の保守料ということになっておりますけれども、これの詳細な内容についてご説明をいただきたいと思います。

以上です。

委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院経理課長。

病院経理課長（鈴木清武） まず、未収金、未払金について申し上げます。18年度の未収金の中で医業未収金としまして、こちらが38億6,000万円です。それから、医業外未収金でこれが1億3,000万円、トータルで39億9,000万円、端数もありますけれども、こういう数字になっています。

あと、これは未払金の方ですけれども、こちらが医業未払金で2億1,100万円、それから医業外未払金でこれが6,400万円、その他未払金で15億5,000万円と、トータルで未払金関係が18億2,600万円というような数字になっております。

それから……。

委員長（高木武雄） その内容、どういう理由でどういう内容か。

病院経理課長（鈴木清武） 理由ですね。これは一つは、医業未収金につきましては診療報酬関係で、これは診察を受けてから2か月ほどずれますので、入ってくるまで2か月間のずれが生じます。その辺が大きな未収金になっております。それから、支払いの方に関しても実際には1か月ほどの資金的なずれがございますので、その分が大きな未払金というような形で載っております。

次に、委託料の内訳を申し上げます。委託料については、総額で10億5,965万883円ということで、その内訳を申し上げます。

委員長（高木武雄） すみません、ちょっと今、ページ数を追ってやっていますので、ページ数をちょっと教えていただきたいと思います。

病院経理課長（鈴木清武） 委託料は38ページです、すみません。総額で10億5,965万883円と、この内訳としまして派遣社員の委託料、こちらが2億5,698万2,202円、それから医療機器保守料、これが1億5,201万2,738円、清掃委託料……。

（「ゆっくり言って」の声あり）

委員長（高木武雄） ちょっとゆっくり言ってください。

病院経理課長（鈴木清武） 医療機器保守料、こちらが1億5,201万2,738円、清掃委託料、こちらが8,139万7,263円、電算機保守料、これが7,793万6,340円、検査外注委託料6,140万2,072円、警備保障委託料5,465万9,380円、感染性廃棄物処理料3,822万3,200円、空調消火器保守料4,555万7,200円、電気防災設備保守料2,490万円、廃棄物処理委託料1,884万1,057円、基準寝具委託料1,512万円、エレベーター保守料1,404万円、医療ガス保守料1,025万円、あとその他委託料で、それ以外のものが2億8,032万9,431円という形になっております。

委員長（高木武雄） 病院経理課長。

病院経理課長（鈴木清武） 続きまして、39ページの雑損失を説明いたします。

（「何ページ」の声あり）

病院経理課長（鈴木清武） 失礼しました。25ページです。雑損失の総体が1億1,488万3,780円、この主なものとしまして……。

（「違うよ、6億6,000」の声あり）

病院経理課長（鈴木清武） 失礼しました。総体が6億6,266万4,303円です。その内訳を申し上げます。その他雑損失という形で1億1,488万3,780円で、その内訳なんですけれども、診療報酬査定減、こちらが7,354万8,403円、続きまして、取立不納欠損金、こちらが975万3,740円、続きまして、有価証券償還差損、こちらが2,913万2,000円で、その他としまして244万9,637円、あと消費税雑損失、こちらで5億4,478万523円、トータルしますと6億6,266万4,303円というような形になります。

委員長（高木武雄） 病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） 給与費の内訳の職員数については総務課の課長補佐の野口の方からお答え申し上げます。

病院総務課長補佐（野口 稔） それでは、給与費につきまして各職種ごとの人数ということですので……。

（「ページ」の声あり）

病院総務課長補佐（野口 稔） ページ数は36から37ページにかけてです。これは給与と手当は同じ人数とお考えください。医師につきましては125名、医療技術員240名、看護師701名、事務員99名、その他職員386名、人数は以上です。

賃金につきまして、これは今、お話ししました給与につきまして、これは正規職員のものとなります。これに対しまして賃金は臨時職員です。臨時職員の内訳を申し上げます。医師105名、医療技術員27名、看護師4名、事務2名、その他職員12名です。

以上です。

委員長（高木武雄） 神子委員。

委員（神子 功） まず、12ページの流動資産ですが、この未収金というのは、私が聞いたのはどういった内容かというふうに伺ったんですが、ただいまの説明ではちょっと分かりにくいんですけども、これは負債の分の医業未払いと関係するということもありますけれども、具体的にどういった内容がこの金額になったのかどうかということで詳しく説明していただかないと分からないんですよ。ですから、それがまず一つ。昨年度と比べると3,827万円余りが減っているわけですね、医業未収金が。しかし、今のが医業未収金、医業外未収金は逆に868万円増加しているということがあるものですから、その内容について知りたかったというのがあるわけです。ですから、内容的に詳しく説明をいただきたいということで、先ほどの説明では分かりませんのでよろしくお願いします。これが1点目。

雑損失はちょっと早くて書きとめられなかったんですけども、取立不納ということで説明がありましたし、この取立不納というのはどういった内容なのかどうか。970万円ですね。要は雑損失がどういう内容であったかということでお示しをいただきたかったんですが、その他損失から始まって、ちょっと内容的には聞き取りにくい部分がありましたけれども、この中で取立不納ということで再度お伺いいたします。

それから、36から37ページにかけての内容ですが、人数は分かりましたので、これを割ると平均が出るわけですね。それから、手当ということで医師、医療技術員、看護師、事務員、その他職員ということで漠然と手当となっておりますけれども、実は一般会計の中では人件費分の決算ということで職員手当については細かく出していただいています。扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当云々、12項目に分けて詳しく出していただいています。要はこういったことがないと決算を審議するのには、昨年とどこが増えていて、どこがどうなっているかどうかということ考えたときには比較対象ができませんし、先ほど3億円何がしが収益として見込まれたということですが、そういったご努力があったのかどうかというのは判断に苦しむわけですね。ですから、ぜひお手元に資料があれば提出していただきたいと思いますけれども、委員長、よろしくお伺いいたします。それで昨年と対比をさせていただいて、経費削減についてはどのようになったのかどうかということが、そこで話ができると思いますので、手当についてはこの額についての裏付けとなるものについて提出をお願いしたいと思います。

賃金につきましては、計算しますと150人ということになりますが、その方々の賃金とい

うことであったと思います。これは単純に割れば1人幾らかというのが出るわけです。この賃金というのはどういった必要性があって、この人数の方々をお願いしたのかどうか、これは昨年と比べてどうなのかどうか、この辺も知りたいところでございます。

それから、38ページですが、決算でございますので、委託料についてはこれは決算審査意見書の公営企業会計の46ページを見ていただくと、費用節別の比較表ということで病院事業のものが載っているんですね。これを見ると、昨年に比べてどの節が増えているか、あるいは横ばいなのか、差が減額になっているかどうかというのが一目で分かるんですよ。これを見ると、増えているのは賃金、それから経費の中では旅費、光熱費、燃料費、保険料、委託料、特に委託料がかなり増えているんです。ということで聞きたかったわけですね。全体的には医業費用は減っているわけですけれども、若干減っておりますが、その中で突出しているのは委託料なんですね。今、申し上げた内容が増えている。特に賃金もこれは増えております。あとは給与関係、給料、手当、法定福利費はこれは若干下がっております。そういう傾向がこれで分かるんですね。ですから、この内容について細かく知るためにはその資料がないと分析できないということになりますので、特に派遣費は2億5,698万円ということで多くなっております。ですから、これもぜひ今、書きとめられないというか、言葉で言っていていただいてちょっと書きとめにくい部分があったんですが、こういったことが分かればぜひ出していただきたいと思うんですが、委員長、いかがでしょうか。

委員長（高木武雄） 議案の審査は途中でありますが、ここで15分間、3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時17分

委員長（高木武雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでおはかりをいたします。議案第8号の審査は途中でありますが、ここで一たん中断しまして、先に議案第9号の審査を行い、その後議案第8号の残りを審査したいと思います。が、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（高木武雄） それでは、異議なしと認め、よって、議案第8号の審査は途中であり

ますが、先に議案第9号の審査を行います。

議案第9号の審査に入ります。

担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

飯岡荘支配人。

飯岡荘支配人（野口國男） それでは、国民宿舎の方でございます。平成18年度の決算でございます。若干補足をさせていただきたいと思っております。

従業員30人おりますけれども、一生懸命努力させていただきました。しかし、平成12年に引き続きましてマイナス経営となってしまいました。その金額がこの決算書に示してございます。マイナスの268万9,701円ということでございます。この主な決算の特徴でございます。いわゆる休憩者でございます。宿舎以外に休憩者もっておりますけれども、これが1,831人減少としたと、こういうのが主な原因だというふうに分析しております。

（発言する人あり）

飯岡荘支配人（野口國男） すみません。これは9ページになります。そのほか決算書の方では18ページになりますけれども、いわゆる減価償却費がございます。これはやはり資本勘定での支出の方が少しずつですけれども、重なってまいりまして、平成17年度よりも228万円多くなってまいりまして1,561万1,089円ということでございます。これが二つ目の大きな特徴でございます。

それともう一つ、この決算書の中では分かりませんが、いわゆる食材の調達の関係でございますけれども、この大幅な改革を行ったということが18年度の決算の主な内容でございます。特にその具体的な率ですけれども、いわゆる原材料率ですけれども、4.5%落ちまして38%ということの実績になりました。

簡単ですけれども、決算の主な特徴につきまして補足して説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

委員長（高木武雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

明智委員。

委員（明智忠直） 決算書の4ページの剰余金の計算書の中の積立金合計7,009万円という部分はどのような形であるのかどうか。それと268万円、本年度損失、いろいろなわけ、原因を支配人から聞きましたけれども、過去5年くらいの剰余金の推移をお聞かせいただければと思います。

委員長（高木武雄） 明智委員の質疑に対し答弁を求めます。

飯岡荘支配人。

飯岡荘支配人（野口國男） それでは、お答えいたします。

初めに、4ページの積立金合計7,009万7,460円ですけれども、これにつきましては建設改良積立金でございます。いわゆる任意の積立金が利益が出た場合に積み立てることができま
すので、建設改良積立金にその年度ごとに積み上げてきた積み立てということで積み上げて
きたものでございます。18年度の末の建設改良積立金の額が今、申し上げました7,009万
7,460円でございます。

そのほか過去5年間ということですが、合計の方はちょっと出してありませんけれ
ども、平成17年度につきましては200万円の積立金への処分をしておりますし、16年度には
300万円の積み立ての処分をしております。また、平成15年ですけれども、1,200万円の積立
金の処分をしておりますし、14年につきましては400万円の積立金の処分ということで、今、
申し上げました7,000万円にそれを加算していったもので想像していただければ、すみませ
ん、細かい数字がなくて申し訳ございませんけれども、そういう形で利益を出してきたわけ
ですけれども、どうしてもやはり休憩者の不足がかなり打撃を受けまして、今回マイナスと
いうことになってしまいました。よろしく申し上げます。

委員長（高木武雄） 明智委員。

委員（明智忠直） 今まで努力して積み立てがこれだけあるというようなことで、今度の改
修についても自己資金としても、この部分はそれが改良資金として出るような計画ではいる
んですか。

委員長（高木武雄） 明智委員の質疑に対し答弁を求めます。

飯岡荘支配人。

飯岡荘支配人（野口國男） 先ほど申し上げましたように、平成18年度末の剰余金の方が
7,000万円ございますが、今年度からご審議、それでまたご了解いただきました予算の方で、
いわゆる起債相当額につきましては工事費をあてがうようになっておりますが、それ以外の
家具、備品等の購入につきましてはこの積立金の方を使わせていただきたいということで財源
の方はなっております。今年度の家具の購入予定が約1,500万円でございますので、積立金
の残を一応約6,000万円ということで見ております。

以上です。

委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

嶋田委員。

委員（嶋田哲純） 宿泊人数は417人増えたわけですが、休憩者が1,831人の減少ということでございますが、これは原因は何でしょうか。

委員長（高木武雄） 嶋田委員の質疑に対し答弁を求めます。

飯岡荘支配人。

飯岡荘支配人（野口國男） それでは、お答え申し上げます。いわゆる私の方は国民宿舎ということで食も売ってきたわけですが、実は最近素泊まりの方が非常に多くなっております。いわゆる食事をとらないで泊まっていたかたの方ですが、数字を申し上げます。6,173人おりました。全体の33%が素泊まりということでちょっとご理解をいただきたいと思いますが、これが平成17年度からの比較しますと1,376人増えたということで、何としても飯岡荘で新鮮なお魚を食べていただきたいという願いのもとに営業の方をしているわけですが、どうしてもそういう形に動いてしまうのが一つの特徴があります。

もう一つ、1,831人の減少ですが、議員さん方にも本当に使っていて本当にありがとうございます。いわゆる昔と言ったらおかしいんですけども、車での休憩の利用が非常に少なくなったというのが一つの大きな特徴だと思います。それが宿泊の方にシフトしたということでご理解いただけませんか。なかなか相殺分がこうだという内訳は申し上げられませんが、休憩の方がやはりお泊まりいただくという場面が多くなりました。そんなことで休憩の方から宿泊の方に移ったというのも一つの大きな特徴だと思います。

以上です。

委員長（高木武雄） 嶋田委員。

委員（嶋田哲純） 新しく食彩の宿ができるわけですので、議会はもとより幅広く各種団体お願いして納涼会なり、忘年会なり祝賀会なり、そのように使っていただきたいなと、そう思います。よろしく申し上げます。

委員長（高木武雄） 嶋田委員の質疑に対し答弁を求めます。

飯岡荘支配人。

飯岡荘支配人（野口國男） どうもありがとうございます。実はあした、国民宿舎の運営委員会がございまして、ここでこれからの経営改善をご審議をいただきますけれども、今、嶋田委員ご指摘の件につきましても、さまざまな形で利用をしていただくようにご審議いただく予定でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(「よろしく願います」の声あり)

委員長(高木武雄) ほかに質疑はありませんか。

平野委員。

委員(平野忠作) 3ページの平成18年度旭市国民宿舎事業損益計算書の営業収益の(3)その他の収益181万9,732円のこの中身の性質はどのようなものになっているか。それと、3番目の営業外収益、雑収入、雑収益ですか、111万4,829円ですか、ここの内容がもし分かれば。それと営業外費用4番の雑支出、これは100万円、これは積立金の方にいっているものなのか、それとも、その辺の3点分かりやすく説明の方よろしく願います。

委員長(高木武雄) 平野委員の質疑に対し答弁を求めます。

飯岡荘支配人。

飯岡荘支配人(野口國男) それでは、お答え申し上げます。まず、営業収益のその他営業収益でございますけれども、これは使用料とその他雑収益という形になっておりますが、まず使用料の方につきましては、今年は8,400人という非常に入っていましたけれども、市営プールの入場料が入っております。昨年は108万5,048円が主なものでございます。そのほかカラオケ設備もありますので、カラオケ等の使用料も入っております。

その他の営業収益ですけれども、いわゆる宿泊をしていただいて別の部屋でご宴会等やっていたとさせていただきますと、運び料というのを実はいただいております。10%いただきますけれども、これが43万9,676円が入っております。そのほかもろもろの小さいものでございます。

それと、営業外の雑収益でございます。この中でやはり一番大きいのは自動販売機がございますけれども、この売上げに応じての収入がございます。これが67万2,000円がその主なものでございます。そのほか市営プールの方で、やはり監視業務等が非常に負担になってきますので、それに伴う市からの補助金が82万円、これが入っております。

それと、最後に雑支出ですけれども、本来は冒頭に申し上げなければならなかったわけですが、昨年は送迎バスの関係で大分委員方にもご心配をおかけいたしました。これの罰金と申しますか、市に対する罰金の100万円が入っております。

以上です。

(「どうもありがとうございました。罰金の方はちょっと聞きたくないものですから、ひとつよろしく頑張ってください」の声あり)

委員長(高木武雄) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長（高木武雄） 特にないようですので、議案第9号の質疑は終わります。

それでは、議案第7号及び議案第9号までの担当課は退席していただいて結構です。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 3時32分

再開 午後 3時35分

委員長（高木武雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

それでは、議案第8号について審査を行います。

初めに、神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） ちょっと答えが非常に迷走しておりまして、申し訳ありません。私の方から概括的なお答えを申し上げて、数字の方はまた別途担当から申し上げたいと思います。

まず、12ページの医業未収金の主なものということでございますが、この未収金は我々の企業会計でやっておりまして発生主義と申しまして、ある年度で例えば債権を持っていても入ってこないのを未収金として計上いたします。この大きなものは診療報酬請求でございます。かかった診療報酬を請求いたしますと、二月後^{ふたつき}にお金で返ってきます。請求したばかりの段階ですと、これは未収金として計上いたします。これが38億円のうちの大きな部分でございます。

それから、二つ目の25ページの雑損失で特に取立不納の975万円でございますが、これについては、また後ほど経理課長からその主な理由について申し上げたいと思います。

それから、36・37ページになりますが、手当の関係、特に37ページの手当の関係でございますが、病院会計の予算ですと、この手当のこの段階までしか表現をしておりません。ですから、一般会計のように細かい扶養手当が何とか、そういう文面にはなっておりませんので、現時点ではこれの対昨年度との比較の数字を後ほど申し上げます。

それから、4点目のページが38ページでございますが、委託料の部分で派遣の部分が2億5,600万円という数字がさっきございましたが、これは委託の部分でございますが、派遣が

昨年6月から人材派遣をしておりますので、その部分の委託費が2億5,600万円ということで増えております。

以上が概括的な説明でございます、詳細はまた別途ご説明申し上げます。

委員長（高木武雄） 病院経理課長。

病院経理課長（鈴木清武） じゃ、未収金については、もう一度最初からご説明申し上げます。

未収金の総計が、これが先ほどの12ページ、医業未収金、これが38億6,033万8,237円で、その他の医業外未収金、これが1億3,064万924円で、この医業未収金38億6,000万円のこの内訳なんですけれども、先ほど申しましたように大きなものとしましては、国保・社保の診療報酬の2か月間のずれが大きなものがございます。

内訳を申し上げます。未収金の大きな内訳ですけれども、まず窓口収入、入院の未収、これが3億5,479万1,214円、それから同じく窓口の外来の未収金、これが6,760万4,523円、それから国保入院の未収金、こちらが11億6,589万4,889円、国保の外来の未収金、こちらが10億7,878万8,755円、社保の入院の未収金、こちらが5億4,824万5,031円、同じく社保の外来の未収金5億5,148万6,780円で、あとそのほかとしまして労災、ドック、そういったものの未収金があります。入院の方で5,188万1,408円、それから外来の同じく労災、ドック関係、これが4,164万5,637円、このトータルが38億6,033万8,237円という形になっています。

そのほかに医業外未収金、こちらが1億3,064万924円で、こちらは主には夜間夜勤体制等の移行による加算等で、養護とかそういったところでなっております。

あと、そのほかに先ほど窓口の未収金3億5,479万1,214円という話をしましたが、そちらと次にお話しします不納欠損、こちらが多少関係しています。18年の3月末の、ページ数は25ページに雑損の内訳があります。それから、その内訳で細かく書いてあるのが39ページに医業外費用の中の下から3番目の方に雑損失という欄があります。こちらの方を見ていただいた方が分かりやすいと思います。この中に、その他雑損失で1億1,488万3,780円という中の内訳として、診療報酬の査定減があります。こちらが金額的には内訳で7,354万8,403円、それから取立不納欠損金、こちらが975万3,740円で、ちょっとそこに書いてありませんが、有価証券償還差損ということで、これが先ほど言った2,913万2,000円というような数字になっています。あと4番目のところに消費税雑損失ということで、こちらが5億4,778万523円という数字になっております。

あと未納の金額なんです、こちらはページ数は特にございません。未納金額としまして

18年の3月末、私どもの経理課で管理しているのが2億3,441万8,000円あります。16年度の発生から17・18年度と毎年約1億3,000万円程度の未納金額が発生しております。ただし、18年の3月末においては、要は16年度に発生しました1億3,024万7,000円という発生金額に対して回収が8,094万7,000円を回収しまして、これが4,930万円、これが3月末の残高。17年度分が発生金額が1億3,640万2,000円に対して回収が8,467万3,000円で、18年度3月末の残高5,172万9,000円、それと18年度分の1億3,338万9,000円を足しまして、トータルが18年3月末の未納残高が2億3,441万8,000円という数字になっています。これらの管理の中から取立不納欠損金という形で18年の欠損金額が975万4,000円を計上しております。

この取立不納欠損金というものはどういうものかと申しますと、これは未納関係については主に千葉県の中核病院ということで、旭中央病院は救急医療を行っておりまして、これが18年度が約6万1,600件くらいの搬入実績という取り扱いがあります。救急医療の主にほとんどがいきなりかかりますので、やはり未納になりやすい体質になっております。こういった中から面談をしまして、いろいろソーシャルワーカーを紹介したりいろいろやった中で、最終的に残ったのが今の未納金額という形になります。

あとちなみに、この未納金の中から18年の未納処理した975万3,740円、このうち日本人が28名で803万5,710円、それから外国人が171万8,030円ということになっています。ちなみに旭市民はといいますと、旭市民は約23%ぐらい、この中から占めています。

以上です。

委員長（高木武雄） 病院再整備室長。

病院再整備室長（鍋木友孝） 私の方からちょっと補足説明をさせていただきます。

委員おっしゃいましたように、医業未収金全体で医業収益、医業未収金の方は減になっていますよというのは、やはり今年度18年度は17年度に比べまして入院収益、外来収益が減ったことがやはり一つの原因だと思っております。それと、医業外未収金の方でこちらの方は増になったということでもありますけれども、昨年度、補正予算で新たに養護老人ホームというところで、例えば夜勤体制の加算とか、それから特定施設入居費の施設事業費ということで新たに増えたものがあります。これも2か月後に入金になってきますので、これらによつての増になります。

それと、今、経理課長の方から説明がありました未納の方ですけれども、私どもちゃんとお支払いしていただく方も、一たんはすべてみんな未収金というようなことで経理を整理しております。そんな関係で、まずちゃんとした方でも一たんはみんな未収金ということにな

ります。この申しあげました中に多額になっておりますけれども、例えば下旬ですね、21日から下旬分までの分は患者様に請求するのが翌月になってからなんですけれども、一応はその分も経理上は発生主義ということで帳簿上には数千万が載っているというようなことでございます。

以上でございます。

委員長（高木武雄） はい、どうぞ。

病院総務課長補佐（野口 稔） それでは、私からは給与費のうちの手当、それから賃金について説明させていただきます。

まず、手当なんですけど……。

委員長（高木武雄） ページを言ってください。

病院総務課長補佐（野口 稔） ページ数は37ページでございます。まず、手当を申し上げます。医師につきましては17年度は15億7,433万1,755円、それから医療技術員 5億7,981万1,084円……。

委員長（高木武雄） 最初からゆっくり言ってください。

病院総務課長補佐（野口 稔） 医師15億7,433万1,755円、医療技術員 5億7,981万1,084円、看護師15億2,606万2,382円、事務員 2億3,639万5,371円、その他職員 7億1,216万9,219円、合計で46億2,876万9,811円、これと比較しまして今年度は87.7%になります。

賃金の方ですが2億1,471万5,551円、賃金の方の人数ということですので、若干申しあげさせていただきます。医師75名、技師……。

（発言する人あり）

病院総務課長補佐（野口 稔） 17年度分を申し上げております。技師19名、看護師 2名、その他職員76名、合計で182名です。

（発言する人あり）

病院総務課長補佐（野口 稔） 失礼しました。事務10名でございます。

必要性とのことですが、まず医師につきましては卒後1年から2年、臨床研修医ということで当院に各専攻科を得るために勉強に来ております。また、卒後3年時から5年時の医師は当院に専修医として、やはり専門医の資格を取るために勉強に来ております。就業目的が要はこちらに勉強に来ていたということで、また1年単位での就業でございますので、臨時職員という扱いにしております。あと技師ですが、各技師長等から、1年等では今後うちの病院、高度の医療をやっていけるかどうか的確に判断ができないということで、1年ないし

2年を大学病院にならって、よく見きわめてから本採用をしたいということを当時ございまして、それで新採用は臨時職員といたしましたが、その後よく地方公務員法等関係法規を勉強しましたところ、その扱いもまずいということで、今現在これを正規職員に採用するために是正中でございます。大きく言えば、必要性の的確な答弁とは申せませんが、臨時職員の扱いは以上のような理由からです。

以上です。

委員長（高木武雄） どうぞ。

病院用度課主査（片見武寿） 用度課の片見と申します。よろしく申し上げます。

委託費の関係なんですけれども、決算書のページでいいますと、36ページ、37ページの給与費の項目から38ページの委託費の項目への変更という形で、臨時職員から派遣に切り替えましたので、17年度は給与費、18年度は委託費という形になっております。さらに18年度、退職者の補充も委託費、派遣の方でやっておりますので、その分増額しております。

以上です。

委員長（高木武雄） 神子委員。

委員（神子 功） ページ12ページにつきましては詳しくご説明をいただきまして分かりました。要はこれが2か月後に入ってくるということで、詳しく説明はいただきましたので了解いたしました。

25ページは雑損失ということでご説明をいただきました。取立不納という内容につきましてご説明をいただきました。この雑損失、今、ご説明いただきましたけれども、雑損失はそれ以外には無いという判断でよろしいでしょうか。詳しくご説明をいただきましたけれども、あと機器材の関係とかというのは、そういったものについてはあるか無いか確認をさせていただきます。

手当の関係につきましては、対17年度の比較ということで、かなり18年度につきましては減っているという減額の決算ということで把握をさせていただきました。そうしますと、平成17年から18年の今度は内容的に見ますと、研修医が30名ほど増員ということですね。それから、技師関係も増えているということと看護師も2名、事務員が減っております。それから、その他についても減っているという、この増員についてはそれぞれ研修医の希望があるということでしょうし、将来に向けて勉強していただくということは分かります。技師もよく分かります。事務の減と、その他内容ちょっと分かりませんが、このその他の内容も含めて、この人数が減ったということについてはそれぞれ理由があると思いますので、それにつ

いてお示しをいただきたいと思います。

それから、38ページでございますが、特に派遣の関係につきましては議会でもかなり議論があった内容でございますので、この18年度を締めくくった中で2億5,698万円余りのこの決算額につきまして人数は何名になりますか。それと、ここに該当する会社、企業の件数、それによつての企業別の人数、これを教えていただきたいと思います。

本会議でも議論がありましたけれども、人材派遣につきましては、その時点で病院にいた方をご本人に負担をかけないように、そのまま賃金は保障する形で移行したと。さらに、ある意味では3,500万円ぐらい年間にプラスして、その辺も見込んで移っていただいたという経過がありますけれども、そうなるを持ち出しをしたということになるわけですが、その辺18年度につきましてはどのように検証したのかどうか。19年も今、スタートしておりますので、この2億5,698万円の決算ですけれども、19年度については同じような形で推移をしているのかどうか、この辺も含めてご回答いただきたいと思います。

それで、決算審査の意見書を見ますと、委託料というのは昨年17年度から比較いたしますと、かなり増額になっておりますけれども、増額になっている内容というのはどれに該当するのでしょうか。かなり詳しくご説明をいただいておりますが、17年度と違っているものがあるのでしょうか。あるとすれば、その額は新たに加わったものなのか、それとも委託している内容が増えたものなのかどうか、その辺についてご説明をいただきたいと思います。要は、3億6,710万円ほど17年度から増えているということが、この病院事業の第8表の中で確認ができますので、その内容につきましてお伺いをいたしたいと思います。

以上です。

委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院再整備室長。

病院再整備室長（鍋木友孝） 未収関係につきましては、ほかにはございません。

委員長（高木武雄） はい、どうぞ。

病院総務課長補佐（野口 稔） 総務課の野口と申します。まず、事務とその他の職員が減った理由でございますが、これは派遣社員に切り替えたものによる減員でございます。

それから、このことによつて18年度どのようになったかということによろしいでございますか。

（「はい」の声あり）

病院総務課長補佐（野口 稔） これは一概に比較することはございませんが、その18年度

1年間平均しますと、約106名という人数でございますが、この人数を正規職員であった場合という比較がございます。これで申し上げますと約6,629万1,000円、この額を節約できた。言葉は悪いかもかもしれませんが、ということになります。19年度につきましては比較した数字がまだございません。ただ、正規職員であれば必ず昇給、定時昇給等をいたしますので、この差はもっと広がるかに思えます。

私からは以上です。

委員長（高木武雄） はい、どうぞ。

病院用度課主査（片見武寿） 用度課の片見です。今の説明の中で平均106名というのがございましたが、19年の7月31日現在で派遣127名です。18年度の実績ですが、派遣の委託の延べ月数で1,218か月ということで、これを月数で割りますと106という平均が出てきます。

会社ごとなんですけれども、7月31日現在の人数になります。クオン株式会社95名、イーエス株式会社が32名です。合計で127名です。

以上です。

委員長（高木武雄） もう1点、17年度と18年度の委託費の主な差、主な原因、何か質問ありましたよね。

病院再整備室長。

病院再整備室長（鍋木友孝） ちょっと手元にその内訳的なものは無くて申し訳ないんですけども、17年度でございますけれども、例えば医療機械、これは保守関係になりますけれども、17と18の数字が分かっております。それで17年度の方で申し上げますと1億3,375万2,592円、それが18年度になりますと1億7,225万6,538円で、率でいきますと128%というようなことでありますけれども、18年度ですけれども、17年度に部分的に完成した電子カルテとか、そんなようなことで増加になっております。

それから、施設設備の関係ですけれども、17年度が1億6,814万8,434円、それが18年度で申し上げますと2億5,708万8,052円というようなことで、こちらの方が152%でございます。

それから、業務委託でありますけれども、委託の派遣のところが大きなものでありまして、17年度は3億9,064万8,151円、それが18年度で申し上げますと6億3,030万6,293円ということでありまして。合計いたしますと、17年度が6億9,254万9,177円、それが18年度は10億5,965万883円でございます。

委員長（高木武雄） 神子委員。

委員（神子 功） 私が今、ご質問したのは、委託費というのがあって、10億5,965万円と

いう18年度決算を迎えたわけですが、この内容というものは17年度にあったものが18年度に増えた、その中で増えているものがあるでしょうし、新しく委託費として盛り込まれたものもあるのかなというふうに思ったものですから、どうでしょうかという、そういった質問をしたわけです。確かに病院で、決算書を見ると、こういう形だけしかできないのかなというふうに思いますと、詳しく聞きたくなるようなことは当然議員としては思っているものですから、17年度にあったものが18年度を考えたときに、全部同じ項目があって、それが増えているのか減っているのかというのは我々議員知りたいんですよね。その中で新しいものが入りましたよ。もう業務委託しなくなったものがありますよとなると、それもまず項目別に分かります。額的にそれはどうだったんですかということ、どれが増えて、どれが減ったかというのが分かって、全体的に見てみると17年度から18年度になると3億何千万、だから増えたんですよということが分かるんですよね。それを知りたかったわけです。そういったことで、資料としてはそういう整理をされていなければ答えられませんよね。そういったことが、本来そういう資料をまとめていただいているものなのかどうか、また臨んでいただいているものかどうか、その辺はどうでしょう。

委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院再整備室長。

病院再整備室長（鍋木友孝） こちらの今、きょうは申し訳ございません。手元にちょっと無いんですけれども、予算会議の時に事細かに業者の数がかなりたくさんございますので、それぞれ医療機械でありますとか保守でありますとか、施設設備の関係、それから業務委託の関係というように数でいきますと200幾つか、そのくらいあります。それで当初予算で見積もって予定して、それで行っております。年度の途中でありますけれども、数的にはそんなにもう無いんですけれども、若干件数が入ってくることがあります。といいますのは、数も少ないし金額も大したことではないんですけれども、患者さんの例えば人工呼吸器の会社が新しく委託を始めたよとか、そんなことでありますと、金額が予算内でありますけれども、件数的にはそういうことがあったりいたします。予算につきましては、そこら辺のものも若干多く見てというか、年度に幾らか件数が増えるものもありますので、そこら辺も組んで予算は作っております。年度を終わった時に、またもう少ししますと、また来年度予算が始まりますので、そこら辺の決算と来年度予算というようなことでも把握しておるんですけれども、きょうは申し訳ございません。ちょっと手元に無いもので、件数的には二百数十件あるうかと思えます。

以上です。

委員長（高木武雄） 病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） 今、神子委員ご指摘の点は、要するに内容の変更があるものは主なものは何かというような趣旨だろうと思います。残念ながら今回そういうことは整理をしないで、この決算審査に臨んでしまったような感じがいたしますので、これからは主なところについては、主な変更点については精査をして整理をしてやっていきたいと思いますが、きょうの段階ではどこが新規になったとか、それからどう変わった、主に増えたとか減ったとか、大きな変更について分かる範囲でお答えをしたいと思います。例えば、新規の委託なんか、そんなことでちょっと今、至急調べてみたいと思いますが。

委員長（高木武雄） 神子委員。

委員（神子 功） これは無理だったらしょうがないですけども、要は予算では二百何十社ある中で、例えば設備関係はこれですよと、それが集約できますよね、だから幾らと。派遣であれば派遣が幾ら、そこには会社も当然あるでしょうし、人員もそこに張り付きますよね。もっと大まかに集約すると幾つかになるということが先ほど説明をしていただきましたけれども、派遣とか、あるいは清掃関係とか、委託費の中で細々説明をいただきましたが、そういったことになるというふうに判断私はするんですよ。だから、そういったことができるのであれば、これはあくまでも備考として、決算書として通常こういう形でしかできないということであっても、要は予算を組む段階であるとすれば決算でも同じようにやっていただくと質問しても分かるということになりますので、これは今すぐにはできないと思いますけれども、そういったご配慮をいただければ、委員が質問させていただいてもそれをお答えできますので、予算を組んだものを決算でも同じようにしていただくと答弁しやすいですよ。どこが変わったかとかという比較もできますから、そういったふうなことをこれ以外にやっていただくと、資料が莫大になればこれはまた問題がありますけれども、そういう配慮をしていただくと決算の審議がスムーズにいくのではないかなというふうに思うわけですね。ですから、今回できなければ、これはしょうがないですよ。時間もかかりますから、決算の日数も決まっておりますから。18年度につきましては、特に委託費ということで本会議であれだけ派遣のことについては議論があったわけです。ですから、そういったことを考えると全体的な部分の派遣はどうなのかなと、こういう見方ができるものですから、全部聞かせていただいたと、こういうことです。

派遣のことにつきましては、今、平成19年の7月現在でクオンさんと2社あるということ

で127名の方に働いていただいているということになりますけれども、正直言ってどうなんですか。18年度の議論のときには本来、私も議論をさせてもらいましたけれども、病院として正規の道をつくっていただいて、ほかの方は申し訳ありませんという決断をしていただいて、そのために慰労金とか何かというのは、これは政策的にやっていただくということもできたはずだなというように思っている1人なんですけれども、それで新たに派遣をお願いするということであれば、それは正規と比べるとこれは病院が困ったらまずいわけですから、予算に応じてこのぐらいで人を頼もうということでもっと安くできるはずなんです。それが議論の中ではご本人に負担をかけてはまずいということで、そのまま派遣会社の方に移行してもらったと。要は全く変わらないんですよ、正規と同じというか、給与関係については全く変わらないで持ち出しをして移行してもらったと。ということは病院としては逆に言えば損をしたという、経理上はまずかったなというような感じもあるんですね。そういったことが18年度にあるものですから、そういったことについてはどのような検証をしながら18年度を終了するのかなというふうに思ったものですから、特に委託費についてお伺いしたわけです。

そういった意味で人材派遣については法的にいうと3年とか1年とかという、その方々が期限が終わると、その人は働けないということもあろうかと思うんですね。1年でもう終わった方がいますから、その方を再度採用するとかという場合には、働いている方々の許しというか、要は承認がなければ働けないということも中にはあるわけですよ。今、3年をこれから経過する方についても、もう働けなくなるということは同じ所では駄目だということは法的にあると思うんですね。そういったことをやはり検討しなければいけないような状況に今あるわけです。そういった意味で、経費の面についてどうなのか。それから、今後病院として派遣をどう考えるかということについては内容的に残ると思うんですけれども、その点はいかがですか。

委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） まず、経費の点でありますけれども、これは一応私も4月に赴任をいたしまして前の資料を見せていただきましたけれども、どうも基本的には臨時の方を現在の収入については保障した形で派遣に切り替えるということでありまして、ですから、病院が少し損をしたのではないかというような今、お話がありましたけれども、それは臨時の方に残っていただければ将来的にはわずかであっても収入が上がっていくわけです。です

から、そんなこと、それから将来的なことを考えれば一つの判断としては派遣に切り替えさせていただいたということだと思っております。

それであともう一つ、これからどうしていくんだというお話でありますけれども、これは病院にとっては実は大きな問題でありまして、派遣というのは職によっては3年が限度だということのようでもありますので、今、考えているのは委託ですね、派遣から委託に切り替えられる業種については委託に切り替えていくと。そうでないものが残ったときにどうするかということは、今年、来年かけて十分検討しなければいけないと思っております。

委員長（高木武雄） 神子委員。

委員（神子 功） 18年度決算に当たりまして、先ほど申し上げましたように、恐らく19年度の決算もこういう形で出てくると思うんで、この備考欄に書いてある内容が予算組みするということは積み上げ方式ですから、当然決算についてもそれを検証するということであれば同じような形ができますよね。そんなことをぜひ検討していただいて、決算の段階では議論になった場合にはそういったことがスムーズにできるように、ぜひご配慮をいただきたいということをお願いしておきます。

委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

林委員。

委員（林 七巳） 一つだけお伺いします。37ページの職員被服費ですが八千何ぼ、これは何社入っているのか、また入札でなっているのか、これはまた何名分なのか、またこれに派遣の職員のあれも入っているのか、詳しくお聞かせお願いいたします。

委員長（高木武雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

はい、どうぞ。

病院用度課主査（片見武寿） 職員の制服のリースなんですけど、現在1社でやっております。1社に決めたのは何社かから見積もりをとっております、うちの業務を行えるかどうかというのを先に確認しております。まず、近くにそういう大きな会社が無いということもありまして、なかなかうちの人数を対応できる場所が無いということで、現実問題対応できるのが1社だったと。見積もり合わせは3社ほどとっておりますが、事実上対応できないために非常に高額な金額で見積もりが出ていたりということがありまして、それで入札にはちょっと不向きだろうということで、現在は見積もり合わせによる随意契約という形で契約をしております。

以上です。

(「会社名」の声あり)

病院用度課主査(片見武寿) トーキという会社です。本社はすみません、東京だと思いません。千葉は支店です。

以上です。

(発言する人あり)

病院用度課主査(片見武寿) 派遣の社員についても制服は当方で用意するという形で、職員と同じように貸与しております。

委員長(高木武雄) ほかにありませんか。

平野委員。

委員(平野忠作) 39ページの6番の研究研修費でございます。この中で4番目の研究研修費3,281万4,262円、国内外とこう書いてございますけれども、これは国外に何人くらい、あるいは国内に何名くらいが参加したのでしょうか。

それと、5番目の研究雑費3,921万2,230円、いろいろもろもろ書いてございます。それと関連で2番の謝礼金でしょうか、C P C、U C L A、これは1,106万9,875円、これはしめていろいろ三つやりますと、約8,300万円くらいの金額になるうかと思えます。医療の研究のため、向上のために、これはやむを得ないことかなと思えますけれども、大体何人くらいでこれだけの費用を使っているものなのか、分かればお知らせ願いたいと思えます。

委員長(高木武雄) 平野委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院経理課長。

病院経理課長(鈴木清武) 海外へのということなんですが、U C L Aの医師費用ということで、この海外研修等が使われております。18年度では謝礼金として8件の239万5,500円、それから、これ1件当たりが29万9,438円という支出になっています。それから研究雑費、滞在費用のそういった経費で414万535円というような支出になっています。

委員長(高木武雄) 病院再整備室長。

病院再整備室長(鍋木友孝) まず、研究旅費の方ですね、国内、こちらの方ですけれども……。

(「人数」の声あり)

病院再整備室長(鍋木友孝) 人数なんですけれども、これはすみません、統計出してございません。U C L Aの関係の、U C L Aというのは外に、要するに講師を招いた件数とか、こちらから行った件数は把握しておるんですけれども、そのほかにはちょっと把握しており

ませんで、まずこちらから行った方ですね、外に……。

(発言する人あり)

病院再整備室長(鍋木友孝) それは、件数は年間こちらから行った方は5名くらいです。それで、実はそうじゃなくて、それだけじゃなくて、この中には年間ほかにヨーロッパで学会があったりとか、そういうものも含んでおりますので、件数はたしか把握しておりませんが、そんなに多くはないです。

(発言する人あり)

委員長(高木武雄) なまじいいかげんな数字出したら……、後できちっと出した数字の方が……。

(発言する人あり)

委員長(高木武雄) 病院再整備室長、どうぞ。

病院再整備室長(鍋木友孝) こちら出張への内容が決算書の19ページに載っておりますので、こちらの方を見ていただきたいと思います。

(「分かりましたので、先に進めてください。私もこの資料を検討しますので、また後の機会ということによろしくお願いします」の声あり)

委員長(高木武雄) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(高木武雄) ないようですので、議案第8号の質疑は終わりにします。

以上で付託議案についての質疑を終わります。

議案の採決

委員長(高木武雄) これより討論を省略して各議案の採決をいたします。

議案第2号、平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(高木武雄) 全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

議案第3号、平成18年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(高木武雄) 全員賛成。

よって、議案第3号は認定することに決しました。

議案第4号、平成18年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(高木武雄) 全員賛成。

よって、議案第4号は認定することに決しました。

議案第5号、平成18年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(高木武雄) 全員賛成。

よって、議案第5号は認定することに決しました。

議案第6号、平成18年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(高木武雄) 全員賛成。

よって、議案第6号は認定することに決しました。

議案第7号、平成18年度旭市水道事業会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(高木武雄) 全員賛成。

よって、議案第7号は認定することに決しました。

議案第8号、平成18年度旭市病院事業会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(高木武雄) 全員賛成。

よって、議案第8号は認定することに決しました。

議案第9号、平成18年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(高木武雄) 全員賛成。

よって、議案第9号は認定することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(高木武雄) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長に一任させていただきます。

委員長(高木武雄) 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時38分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会決算審査特別委員会委員長 高木 武雄